

令和6年第3回太子町議会定例会（第509回町議会）会議録（第2日）

令和6年6月4日
午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、
2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、
2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	藤 澤 元之介
11 番	首 藤 佳 隆	12 番	北 川 嘉 明
13 番	中 島 貞 次	15 番	松 浦 崇 志

会議に欠席した議員

- 14 番 清 原 良 典

会議に出席した事務局職員

局 長	田 中 秀 彦	書 記	蛭 井 のり子
書 記	清 水 美 紀	書 記	免 田 和佳奈

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 文 彰
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経済建設部長	富 岡 泰 造
教 育 次 長	福 井 照 子	財 政 課 長	池 田 誠

（開議 午前10時00分）

○議長（松浦崇志） 皆さん、おはようございます。

令和6年第3回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

なお、清原良典議員より体調不良のため本日の会議を欠席される旨の届けがありましたので御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

## 日程第１ 一般質問

○議長（松浦崇志） 日程第１、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は通告に従い行ってください。質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快をお願いいたします。さらに、時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、中薮清志議員。

○中薮清志議員 ８番日本維新の会中薮清志、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

大阪・関西万博の開催まで１年を切る中で太子町としての関わり方については確認いたします。

今、ここでしかできない体験や体感であり、特別な学びの場となる大阪・関西万博は令和７年４月１３日から１０月１３日までの開催で、あと一年を切っております。万博会場で公式パビリオンや民間パビリオンなどＳＤＧｓ達成に向けた先進的な取り組みに触れたり、未来の社会や将来の自分を考える機会となるこの大阪・関西万博を、関西の自治体として太子町も協力して盛り上げていく必要があるのではないのでしょうか。実際に私の知人からも仕事で万博の工事に関わったとの声や町内の方でも万博に関連する仕事をされたという方の声も聞きます。

少し前に兵庫維新の会で勉強会を行いまして、そこで日本国際博覧会協会からの説明を受けました。ここまで課題もありましたが、改善、推進されていることや、ただ展示を見せるだけの万博ではなく、人類共通の課題を解決するための万博へと万博自体が変わってきていることをデジタル、バーチャル、グリーン、いろいろな形のある万博になっているということ。リング内側にある日本を含む各国のパビリオンは独自のテーマで様々な展示や体験ができるような取り組みを考えられております。リングの外には民間企業の考える新しく学べるパビリオンをつくられるとの予定のことです。また、様々なイベントも開催期間中に企画されており、わくわくしてきました、私も早速チケットを購入いたしました。しかも、早割でしたので安くなりました。

また、兵庫県は子供たちを招待したいということで、それに賛同した企業と連携して、万博子ども招待プロジェクトを実施すると聞いております。連携企業として川崎重工業株式会社、株式会社神戸製鋼所、シスメックス株式会社があり、学校行事として万博会場への訪問を希望する学校へチケットを配布する予定であるとのことです。そのようなことも踏まえて質問いたします。

(１) 関西の一員として太子町も機運醸成など含めた参加体制としてどのようなことを考えているのか。

(２) 当初予算に計上されていなかったと思うが、予算措置は考えているのか。

(３) 令和６年６月頃から県内の小・中学校へ子ども招待プロジェクトの説明会や意向調査を行うとのことだが、太子町の子供たちのためにも前のめりで手を挙げてみてはどうかと思うが、考えは。

まずは、この３点を確認いたします。

○議長（松浦崇志） 暫時休憩します。

(休憩 午前１０時０３分)

(再開 午前１０時０６分)

○議長（松浦崇志） それでは、再開します。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 御質問の(1)、(2)に対して答弁をさせていただきます。

本町におきましては、EXPO2025大阪・関西万博開催に向けて、兵庫県及び西播磨管内の7市町と連携をしまして、ブースの展示と出展等につきまして協議を進めてまいります。

万博会場におきましては、関西パビリオン兵庫ゾーンにおいて、兵庫県としてのブースの出展が予定されてございます。また、ひょうごEXPO41-HYOGO REGIONAL DAYーとして、令和7年4月13日から市町の日を設定しまして、万博会場や兵庫県の県立美術館等で、県内の各所で兵庫県と県内の市町が連携しまして、各地の魅力発信に努めていく予定でございます。

また、ひょうごフィールドパビリオン、SDGs体験型地域プログラムにつきましては、町内の企業の協力を得まして、斑鳩寺ガイド付き参拝とご本尊の梵字入り七色ブレスレット作りをはりま観光バス合同会社が事業で行っておられます。また、兵庫県から全国へ、天然の名水で作るおいしい氷製造過程の見学とかき氷の飲食体験を本田冷蔵株式会社が手を挙げておられます。

今後につきましては、万博の内容や詳細が決定いたしましたら、できる限り早い段階で情報発信に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、(2)の答弁をさせていただきます。

EXPO2025大阪・関西万博の関連予算につきましては、万博に関連したブースの出展や開催時の協力内容がまだ未確定な状況であるために、現段階においては予算を計上してございませんが、今後西播磨県民局と西播磨7市町との調整を図りながら、必要に応じた予算を計上させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 私からは、3点目、県内小・中学校の子ども招待プロジェクトへの考えについてお答えいたします。

1970年に開催されました大阪万博から55年ぶりに関西地方で開催される大阪・関西万博は、大人だけでなく、子供にとっても貴重な経験ができる機会になるということが期待されています。兵庫県では公民連携による万博子ども招待プロジェクトが展開され、県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒が学校単位で万博を訪れた場合、チケットが無料配布される予定でございます。

本町におきましても小・中学校の万博参加については関心を持ってはおりますが、まだ詳細が分かっていないこともあり、今後このプロジェクトを担当する事務局から発出される情報を踏まえ、各学校において例年実施している修学旅行や自然学校などの校外学習との兼ね合いも考慮した上で判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 まず1点なのですが、今経済建設部長の答弁の中で話がありました。その上でなのですが、内容を聞いていますと、今後出展等に向けて西播磨の各地域の市町とかと共同したりとか、県との兼ね合いもあるかとは思うのですが、基本的には機運を高める、また盛り上げていくということでの方向性で考えていると思っております。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） はい、そのとおりでございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員　そういった形で、先ほどフィールドパビリオンでもう既にそういった取り組みをなされているということだったのですけれども、関西に外国人を含めた多くの方が来るきっかけとなる万博であります。その中で、その流れが兵庫県や近隣市町にも流れてくるかなというふうに思うのです。その中でも、太子町にも少しでも訪問してもらえるようなPRなども必要になってくるかと思うのですけれども、自分も観光地に行ったりなんかしたら、その土地の見どころというのを見て回りたいというのもあるのですが、単純に何かの観光資源を見学するだけではなくて、その土地、その地域での特別な体験とか経験に人が集まっている。最近、ふるさと応援寄附金なんかでも体験やそういったところにも集中してきているというところも聞いたりもしますので、体験や経験に人が集まるような形になってきているのかなというところも感じます。太子町で“ここ”といいますと、斑鳩寺等もあるのですけれども、それだけではなく、体験、経験ということも踏まえて、民間の事業者や観光協会としっかりと連携しながら取り組んでいただきたいなというふうに思うのですけれども、そのあたりについてはどうでしょうか。

○議長（松浦崇志）　経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造）　大阪・関西万博のテーマでございます「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現に向けてということで、多様な文化が共鳴して、未来の文化が共生されるというテーマでございますので、本町としてもそういう輝く未来に向けて新たな取り組みができたかなということで考えてございます。もちろん、太子町内の業者及び商工会の協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

今おっしゃられてた観光の件なのですが、非常に観光のことも今後考えていくべきであろうというふうに考えております。せっかく兵庫県に、太子町に訪れられた外国人が楽しんで帰っていただけるような企画並びにそういうおもてなしができるような企画ができるようにちょっと考えていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松浦崇志）　中薮清志議員。

○中薮清志議員　外国人の方だけではなくて、日本全国いろんなところから人が来られるかと思いますので、そういった方々にもやっぱり刺さるようなコンテンツだったりとか、そのコンテンツも必要なののですけれども、それをどういうふうな形で、太子町というところがあって、ここにはこういうふうに来れるのですよって、来てくださいねというのをお知らせしていくというのも重要なポイントかと思いますので、そのあたりも考えていただきたいなというふうには思うのですけれども、万博の公式サイトにも観光PRのページが作られるというふうにも聞いておりますので、そのあたりも再度リサーチしていただいて、そういったPRのほうにつきましても力を入れていただきたいなというふうに思うのですけれども、そのあたりについてはどうでしょうか。

○議長（松浦崇志）　経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造）　そのあたり詳細が決まりましたら、積極的にPRのほう発信していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志）　中薮清志議員。

○中薮清志議員　今、積極的にという御答弁でしたので、そこにつきましてはしっかりと、形が決まってから、出てきたらという形になるかと思うのですけれども、リサーチをしっかりしていただいて、PRというところには努めていただきまして、せっかくの本当にいい機会ですので、太子町というところを皆さんに知っていただくようなチャンスにぜひともしていただきたいなというふうに思います。

また、名前は伏せますけれども、有名なブランドがパビリオンを予定しているということなんかも聞いてますが、僕もその勉強会とかで聞いたので初めて知ったというところもあって、今経済建設部長のほうでも情報が分かってくればという形だったのですけれども、万博の詳細についてはこれからどんどんいろんな新しい形での情報というものが発信されてくるかと思います。機運醸成を始めて、観光などのプラスの面も太子町として捉えて、しっかり仕掛け、そしてその仕掛けをするための情報収集というのも本当にやっていただきたいなというふうに思います。僕のほうでも分かることがあれば、そのときにはまたお伝えしたいなと思うのですけれども、そういった前向きな姿勢でいろいろと情報を取っていただきたいというふうには思うのですけれども、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 あわせて、機運醸成でいきますと、これ多分オープンになってると思うのですが、コブクロがテーマソングを作っていくということで、まだ僕もそのときには聞いたことなかったのですけれども、盆踊りなどで使ったりとか、そういったこともできるようなものもあるそうですので、そういったところも入手していただいて、地域の盆踊り——また行政で使うというとなかなか難しくなるのかもしれないのですけれども——そういったところも何か無料で使ったりするようなコンテンツもあったりしたりもすると聞いておりますので、そういったのも調べて、活用しながら、徐々にでもいいと思うのですけれども、機運の醸成を太子町としてもやっていただきたいなというふうには思うのですけれども、そのあたりはどうですか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） そのあたりも、情報発信を含め、地域の団体に紹介等していききたいと考えております。

以上です。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 あと、小・中学校等の子ども招待プロジェクトについてなのですが、先ほども小学校、中学校、関心もあるが、まだ詳細が分かっていないということで、修学旅行やそういったものとの兼ね合いも考えて検討していきたいということだったのですけれども、本当にそれは重要ななと思うのですけれども、せっかくのいい機会といいますか、先ほども教育長もおっしゃられたように、せっかくのチャンスですので、そういったのはぜひとも活用していただきたいなというふうには思います。

その中で、子ども招待プロジェクトの実施に対しては、県のほうも各学校が円滑に万博会場に訪問できるよう、事務手続をサポートしていきたいというふうに話しているということも聞いております。ぜひ前向きに活用していただければなというふうに思いますし、またそういった際には、今なかなかバスがつかまんないというか、段取りするのが難しいということも聞きますので、そういったところとかも併せて、町も協力してやっていただければいいんじゃないかなというふうに思うのですけれども、例えば予算についてもそうですし、その段取りとかについてもそうですし、協力しながらやっていただければいいんじゃないかなと思うのですけれども、そのあたりについてはどうでしょうか。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 今おっしゃいましたように、子供にとって非常に貴重な経験になるということは私たちも承知をしております。そんな中で、バスで行く、校外学習で行くということ

につきましては、これからの情報をいろいろ勘案しながら考えていきたいとは思っておりますけれども、まずは子供の安全が確保できること、そういうことをまずは中心に置きまして、その後、保護者の負担等につきましては今後の検討材料としたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 まさにそのとおりですので、行くことも考えながらも、子供たちの安心・安全も守りながら、いろいろと研究、検討していただきたいなというふうには思います。

万博は民間のテーマパークとは少し違っておりまして、これからさらに深刻になっていく少子高齢化、人口減少社会に対するようなテクノロジーや未来への種まきが展示されたりもいたします。私は昔ありました大阪万博も経験してない年齢、世代になるのですけれども、ここにおられる皆さんの中には子供の頃に列に並んで見に行ったよという方も多々おられるかもしれませんし、地域でもそういうお声も聞きました。あのときの感動をぜひ今の子供たちにも体感していただきたいなというふうに僕は思うのですけれども、ぜひともそういった形でも、「関西万博」とあるように、関西の兵庫県の自治体として協力して盛り上げていただければなというふうに思います。今の子供たちだけでなく、先ほどおっしゃられましたが、今の大人も楽しめるようなものに、太子町も含めて一緒に盛り上げていただきたいなというふうに思いながら次の質問に移りたいと思います。

次に、特殊詐欺被害対策の取り組みについてを確認いたします。

本当に残念で悲しいことですが、特殊詐欺による被害が全国で増加しております。携帯電話で登録している防犯メールにも、太子町はじめ近隣市町での被害や不審な電話がかかってきていること、また「被害に遭わないために」との啓発の内容が頻繁に通知されております。特殊詐欺の電話かどうかは分かりませんが、勧誘なども含めて、私の自宅の電話にも不審な電話がかかってくるのがやっばりあります。

高齢者の方が自身の安全を守っていただくためにも、周囲や自治体のサポートは不可欠であると考えられます。今年度の予算で自動録音機能付電話機等の機器購入費に対する補助事業があるため、それも含めて確認をいたします。

(1)太子町を含むたつの警察署管内での被害や通報状況は。

(2)特殊詐欺を未然に防ぐためにできる最大限の町としての取り組みはどのように考えているのか。

(3)家電量販店で購入すると、自動録音機能付電話機は、店舗によって違いや幅はあると思いますが、1台9,000円から2万5,000円程度で販売されているかと思います。お店によって違うかもしれないのですけれども。県費で1万円の補助が出るのであれば、町もそれに上乗せで幾らか補助することはできないのか。

この3点を確認いたします。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） お答えいたします。

まず、1点目の被害とか通報の状況でございます。

まず、兵庫県警が認知している被害でございます。警察の集計方法が1月から12月の年単位となっておりますので、以下、年単位で報告させていただきます。県下での被害額でございますけれども、令和4年が1,074件の被害で、額にいたしまして19億1,000万円、令和5年でございますけれども、1,224件、増加しております。額的には19億9,000万円の被害額となっております。特殊詐欺の中でも架空料金の請求詐欺、それから還付金詐欺、これが全体の約7割を占めておる

状況でございます。一方、たつの警察署管内でございますけれども、令和4年中が9件の認知、291万円の被害額、令和5年が15件の認知で、約2,000万円の被害額となっております。このうち本町の特殊詐欺関連の被害件数は、令和4年が4件、令和5年が3件でございました。

また、通報及び相談件数でございますけれども、太子町消費生活センターにおける令和4年中の特殊詐欺関連で28件、令和5年中が46件でございました。兵庫県全体の通報・相談件数は、警察の集計によりますと、令和4年が5,028件、令和5年が7,633件でございました。本町、兵庫県全体ともに特殊詐欺が増加傾向にございまして、先ほど述べた件数はあくまでも本町及び警察が認知した件数でございまして、これ以外にも被害が発生している可能性があることも踏まえまして、特殊詐欺の増加は憂慮すべき状況であると認識しておるところでございます。

続きまして、(2)の町としての取り組みということでございます。

増加するこの特殊詐欺被害を未然に防ぐべく、当町におきましては出前講座とか各種イベントでの啓発活動及び自動録音電話機の補助事業を行っているところでございます。出前講座は令和5年度におきまして、「悪徳商法に遭わないために」と、こういった講座名で開催いたしましたところ、町与ふれあいサロン、石海幼稚園の保護者、広坂ふれあいサロン、それから物品購入限定での開催でございましたけれども、仁王前のサロン、田中のサロン、この合計5カ所から申請がございまして、合計で142名の方に直接的な注意喚起が行えたところでございます。また、啓発キャンペーンも2回開催いたしまして、阿曾のレングまつり、それから太子あすかふるさとまつりの場において活動させていただきました。広報たいしとか町のホームページでも特殊詐欺に関する記事を掲載するとともに、今後におきましても広く周知、広報を図っていきたいと考えてございます。

続きまして、(3)自動録音機能付電話機への町単独補助ということでございます。

電話機の価格帯は幅広く、購入者から申請されている内容を確認いたしましたところ、安価なものでは8,000円台、高価なものでは3万円を超えるような電話機もございます。本町としましても、その事業効果等について検証いたしましたけれども、特殊詐欺を行おうとする者への抑止効果やそもそも迷惑電話番号からの電話をつながない機能を持っている機種もございまして、被害防止に大きな効果があるものと考えてございます。ただ、被害防止を目的とした電話機でございましたら1万円前後の価格帯で十分機能しておりまして、高価なものは付加価値がついているものでございます。現在の補助額1万円は十分な補助額であると考えておりますので、現在のところ上乗せ補助は考えてないところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 本当に、今の数字を聞きましても、すごくそういった特殊詐欺、また増えてきているなというふうに感じますし、やはり実感って、僕自身は直接的な被害は受けてないのですけれども、そういった電話が家にかかってきて、留守番電話にそのままにしたりとか、非通知だったら出ないとか、そのように気をつけるということはしてるのですけれども、自分がいつそういったことに遭うかもしれないですし、父親ですとかおじいちゃん、おばあちゃんとかも含めてなのですけれども、そういった方が被害に遭わなければいいなというふうに思いながら話したりするのですけれども、やはりなかなか、そういうことは多いよねというところはあっても、まさか自分がというふうに思われて、そういった話が宙ぶらりんになりながら家庭の中でも話をしているという現状があります。

また、先ほどの自動録音機能付電話機につきまして、購入に関して御高齢の方が手続をすることが難しかったり、町としても、今ありましたように、これが適切な金額に近いということで、

予算的なことも考えて、上乘せするということが難しいようでしたら、例えばなのですけれども、実証実験という形で、町が10台とか30台とか購入して、防犯協会や自治会、また社会福祉協議会とかに貸し出して、そこから個人の方に貸し出してもらって、効果についてのデータなどを取るような形を取ってはどうかと思うのです。もしできるようでしたら町が代わりに県の補助を受ければ、予算的にも特にかからない上に、被害を防ぐ可能性も出てくるのなら、実証実験という形で実施する価値はあるのではないかというふうに思うので、ちょっとそういった提案をしてみたいなと思ってるのですけれども、そのあたりについてはどうでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 町が何台か買い上げて、どこかへ委託するなり実証実験をしてはどうかということでございます。

ちょっと情報提供させていただきますけれども、名古屋市が今年度、65歳以上の世帯に対しまして、約37万世帯が対象だそうでございますけれども、市が300台の自動通話録音機、電話機じゃなくて録音機を無料で貸し出すというような政策をされるそうでございます。

そういったことも今後実証実験で結果が表れてくるかとは思いますが、現在町内の在住の高齢者の方々がどの程度携帯電話をお持ちか分からないのですけれども、若い世代にあっては固定電話を置かないといった家庭が増えてるようでございます。電話番号と個人名といった個人情報が入る特殊詐欺に悪用されている現況下、必ずしも固定電話設置でなくてもよい時代が到来しているかとも考えるところでございます。

固定電話機についての貸与でございますけれども、電話機は長期間使用するものでございますし、貸与中の故障につきまして、その修理費——皆さんが新品貸与ならいいのですけれども、2回目、3回目使用者のところで故障するといったことで、その修理代のことでまた問題が発生するおそれもございます。また、独居老人宅への貸与でございましたら、死亡後の手続など、担当する職員等の業務量等を勘案いたしますと、あくまでも個人所有ということで、購入時に補助をする現在の方法のほうが現実的であろうと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 分かりました。いろいろと考えて検討されてらっしゃる上でのことかとは思いますが、そういう理由があるのであれば、そうなんだろうなというふうにも思うのですが。ただ、今後は固定電話をつけられる方は少ないという形になってくるかもしれませんが、今現状でやはりつけてらっしゃる方というところに対して結構そういった割合で電話がかかってくるという形になってます。買換えに当たっては補助をしているということなので、そちらで対応していきたいということなのではございますけれども、そちらのほうもしっかりと推進、啓発していただいて、買換えのほか、プラスで設置するやつもあるかと思うのですけれども、そういったことをされる際には、こういう補助があるのかということをごんごんPRをもっとして、やっていただきたいなというふうには思います。多分、今もされてらっしゃるかとは思いますが、さらにそういった形での啓発といいますか、案内を推進していただきたいと思うのですけれども、そこについてはどうでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） この自動録音機能付電話機への補助でございますけれども、令和5年度では38件の補助をいたしました。額にして32万4,000円でございます。この件数を見る限り、やはり通常の電話機の買換え程度かなというような印象でございます。故障していない、現在使っている電話機をあえて交換して、新しく購入するといったような数字ではないかと考え



ておるところでございます。そういった観点からも、さらに啓発等を行いまして、早期の電話機交換等を促していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 多分、ふだんかかってきても、やっぱり自分事としてという、不安で替えたいなとかというのんですとか、例えば故障だったりとか、ちょっと古くなったからというタイミングで買い換える方はおられるかとは思いますが。ただ、やはり世の中これだけ広がりを見せる中で、なるべくそういった機能がついているものとかに替えるほうがいいよとかという案内もぜひともしていただきたいですし、そういったときには、こういう補助があるのですよという案内は引き続きしっかりと対応していただきたいなというふうには思います。これは答弁は結構ですので、意見としてお伝えさせていただきます。

また、最近ではSNSを使った詐欺ですとか、警察までかたったりとかして、逮捕状まで偽造してだますという詐欺まで出てきております。その手口はかなり巧妙化しているため、被害者は高齢者だけではなくてきているのかなというふうにも思います。そのため、情報公開をしっかりとして、実際の手口などをリアルに感じて、気づいていただいたりですとか、ああ、こういうときにはこういう危険性があるんだったら、今の話じゃないですけども、電話機はやっぱり替えたほうがいいのかなとか、そういったぐらいのレベルまで、本当に御自身のことに落とし込んでまでできるようなぐらいの啓発をしておかないと、被害者はもっともっとこれから増えてくのではないかなというふうには思います。そこに対して取り組み、啓発、同じことになるのですけれども、啓発ということに対してはどういった形で今後考えておられるのか、再度確認いたします。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 現在も広報紙や、それから町のホームページで注意喚起をしておるところでございますけれども、警察のほうからも、ひょうご防災ネットのほうでかなり実際の被害状況等注意喚起をなさっておるところでございます。そういったところ、同じようなことになるのですけれども、引き続き広報紙等を活用いたしまして啓発していく方法しか今のところないのかなと考えてございます。皆さんが目につきやすいような記事にして注意喚起をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 特殊詐欺の電話に関しましても、人がかけてくる時代から、今後ひょっとしたらAIですとかフェイクを使って行われることも増えるかもしれないことを考えたときに、例えば父親のところに僕の声で電話がかかったりしたときを想定して、電話に出たときなんかにも何らかの合い言葉をつくっておいたほうがいいんじゃないかということを、私の友達のお子さん、高校生なのですけれども、高校生からぼろっとお話を聞きまして、いや、若者の発想ってすばらしいなと思って、家族を守るためにも、各人の知恵や取り組みも必要ですけれども、そういった対応だったりとか、実際リアルに、こういうふうにしてはどうかというのを、ほかの地域の啓発のチラシなんかを見ましたら、警察のチラシなんかも見ましたら、こういうことに気をつけてくださいねというような事例というのが書いてます。ほかの地域でもこういう特殊詐欺に対して取り組みをしてるのですけれども、なかなか効果的なものがないので、地道な啓発活動というのが必要になっているということはすごく認識はしておりますが、実際リアルにそういった声を啓発方法でしていったらどうか。同じことになってしまうのですけれども、よりリアルな形で声を

届けていく、方法を届けていくということをされるべきかなというふうには思います。もうひょっとしたらしてるかもしれませんが、さらにというところで、そういったことを考えていってはどうかと思うのですけれども、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 非常に効果がありそうな提案ありがとうございます。確かに、家族会議等を開いていただきまして、この特殊詐欺について話し合う機会を設けていただいて、その中で家族間で分かり合える合い言葉、こういった活用は非常にいいなというのを感じたところでございます。広報のほうでそういったことも新たに追加いたしまして、周知して、特殊詐欺被害に遭わないように、そういった啓発も心がけていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 最後になるのですけれども、ほかの市町や警察などの取り組みをいろいろ調べたりとか確認しながら見てましても、この問題、課題については地域とのつながりの強化や特殊詐欺の対策、対応の機器の活用ですとか、お金の話をするときには、何かお金の話が出たときにも合い言葉、また電話がかかってきたときには家族での合い言葉を考えておくということの啓発などはされているのがほとんどです。啓発することの重要性はすごく感じてます。防ぐための方法は様々考えられているかとは思いますが、やはりそれをお知らせする方法の充実、また効果的、先進的な取り組みなどの情報収集は行政がしっかり行って、それを地域の方へ直接共有する、またそういった団体としっかりと共有しながら広報活動に取り組んでいただきたいというふうに思います。最近は本当にもう巧妙化してますので、高齢者だけでなく、ここにいる我々の世代、我々も大丈夫だとは思わずに、気にしていただきたいですし、気にしていかなければならないというふうに思います。本当に、町だけでの仕事ではないかとは思いますが、住民の財産を守るためにも、警察や防犯協会、民間事業者とさらにいろいろ連携していただいて、被害を未然に防ぐように動いていただきたいと思いますが、そのあたりについて最後どうでしょうか。町長でも結構ですし。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 各種団体と協力いたしまして、被害に遭わないように、その予防に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 広報を中心ということで、啓発のほうを今生活福祉部長からお答えさせていただいたところでございます。それ以外でも、各種イベントあるいは防犯のキャンペーンに引っかけて、この特殊詐欺については警察のほうも非常に懸念されているというのも常々聞いておりますし、警察のほうもパンフレットを種々用意されております。そういうパンフレットの配布でありますとか、行事に合わせたキャンペーン等も今後強力に推進していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 本当に、もうそれは重要なことだと思いますので、町としてもしっかりとそのあたりを一緒になってサポートしていただければなというふうに思います。

では、次の質問に移ります。町の道路管理についてに移ります。

町内を回っていますと、道路のことについて意見をいただくことが多いです。担当課に伝えた

際には、可能なことは迅速に対応されていることも確認しております。しかしながら、車や徒歩で移動している際に気になる点があることや、これまでも住民の方から御意見が多いことから、確認をいたします。

(1)町の管轄である町道以外にどのような道路の種類があり、どこが管理しているのか。また、町道などの町が管理する道路に対してはどのように対応しているのか。

(2)町道の管理において課題となっていることは何か。

(3)町道における大きな交差点で渋滞が発生する場所があるかと思うが、渋滞緩和と併せて、緊急自動車の走行を邪魔しないためにも交差点の右折レーン設置など考えられないのかと以前の一般質問で立岡の交差点を取り上げて質問したのですが、現状での考えは。ほかにも混雑する交差点はあるかと思しますので、その辺も併せてで結構でございます。

(4)反射鏡の設置において管理はどのように行っているのか。

この4点を確認いたします。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） まず、1点目の町道の種類の答弁でございますが、町道は道路法に基づくもので、町が直轄で所管してございます。町道認定のない町名義の道路もございますが、同様に町が対応しているところでございます。

道路法以外の道路につきましては、法定外公共物として取り扱っております。法定外公共物につきましては、道路法、河川法、下水道法等の法令の適用、または準用がなく、登記簿上、私権が設定されていないものを言います。里道、水路等が該当することになります。里道につきましては、国有財産であったものを町が譲与を受けて、法定外公共物に位置づけているところでございます。

また、私道の一部に、建築基準法の接道要件を満たすために、兵庫県が指定しました道路位置指定がございます。町道につきましては、道路パトロール等を行いまして、損傷箇所を見つけた場合は、直ちに直営班で対応を行っております。また、大がかりな修繕を伴う場合は、業者に依頼し、修繕を行っております。里道の日常管理や補修につきましては、地元自治会でお願いしているところでございます。町の管理ではない、個人や法人名義の位置指定道路につきましては、当該道路の所有者に連絡をお願いしまして、対応をお願いしているところでございます。

2問目の町道管理における課題ということで答弁させていただきます。

町道管理につきましては、直営班において日々道路パトロールを実施しまして、道路の軽微な補修や陥没については直営班で対応しているところでございます。舗装改修や側溝補修の整備につきましては、業者に委託し、工事を行っているところでございます。町道も経年劣化により損傷が激しいところも増えてきているところがございます。町としては優先順位をつけまして対応しているところでございます。

また、本町の大きな課題と捉えているところにつきましては、道路維持修繕に併せて、築造後50年を超える老朽化した橋が約70橋以上占めてございまして、現在修繕を行っております中道跨線橋などの橋梁の修繕に多額の費用を要するコスト面に苦慮しているところでございます。

3番目の大きな交差点での渋滞緩和ということで、議員が以前に御質問された立岡地区の交差点の件でございますが、右折レーンに伴い、道路用地の買収について隣接土地所有者への聞き取り調査を行いました。用地の買収については難色を示されている状況でございます。当町といたしましては、できる限り渋滞を減らすために、たつの警察署の交通課と協議しまして、信号のタイミングを変更していただくことで対応をさせていただきました。信号の時間を変更することにより、以前よりも車の渋滞緩和が見受けられるようになりました。ある一定の効果があつたと

いうふうに考えてございます。右折だまりを設けることで、より円滑な通行が確保できるものと考えてはございますが、現段階においては、現存する家屋や構造物を取り壊して道路を拡幅することは非常に厳しい現状と捉えてございます。

続きまして、(4)の反射鏡の設置管理はどのように行っているかということで答弁させていただきます。

反射鏡の日常の維持管理につきましては、道路パトロールに併せて、直営班で点検を行っている状況です。台風や大雨の後は必ず道路パトロールを2班体制で実施し、カーブミラーが倒壊していないか、また反射鏡の角度に問題がないか等を点検いたしておりまして、損傷や不具合や転倒のおそれがある場合は、町内の業者に依頼し、迅速に対応を行いまして安全確保に努めているところでございます。また、老朽化した危険と判定された反射鏡については早急に更新を行っている状況でございます。今後につきましても、より通行者の安全を確保するためにも、全ての反射鏡の点検を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今答弁のあった中で、また何点か確認したいと思います。

最後のやつになるのですけれども、反射鏡については決算時などに自治会からの要望とかも数が決算資料などに出てるかと思いますが、設置に関してはどのようにこれから考えているのかを確認いたします。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） カーブミラーの設置につきましては、今現存しているカーブミラーについては今後維持管理等に努めてまいりたいと考えておりまして、また地域からの要望が毎年数件上がってきているところでございます。現地のほうを確認した上で、安全を確保しなければならないと判断した場合は、次年度予算で予算を設けまして、設置するようにしてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 先ほどの町道の管理における課題などの中でも、やはり直営班ですとか優先順位をつけてやっているということで、その中でも多額の予算がかかってくるのでコスト的なところも考えていかなければならないということなのですけれども、場所を特定していくという観点で、直営班の方がずっと見回ってパトロールするというのもありだとは思っているのですけれども、場所を確定していくという中でも、他市町とかでも結構やっているのが、LINEとかを使って、こういったところでこういうことが起きてますよというのを通報していただく制度みたいなものを採用しているところがあります。そういったことも何年か前に提案させていただいたことはあるのですけれども、多分今されてないかなとは思っているのですが、そういった通報制度みたいなのをより簡単に、ここがこうなってるよというようなのを住民の方から御意見をいただくといいですか、教えていただくような制度を取り入れたら、全てが全て全部確認に回るという時間ですとか労力のコストの部分の削減されて、別のところに力を入れられるんじゃないかなというふうにはふと思ってるのですけれども、そのあたりについてはそういったものを活用する。テクノロジーとまでは言いませんけれども、そういったことを活用して、少しでも回るようにするというのを考えられたらどうかなというふうには思うのですけれども、そのあたりについては何か御意見ありますでしょうか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） おっしゃるとおり、他の自治体でもそういった取り組みをされておられる自治体もあるのは確認してございます。今、現時点においては導入はしてないのですが、職員間において、ここがこうなってるよ、あそこが陥没してるよという職員間同士のLINEでのやり取りは今も行っている状況です。確かに、迅速に対応できるなということで、非常に有意義なことだと考えております。今後、導入につきましては、各部署と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 また、先ほどの中で、町道については町のほうでいろいろしますが、やっていく中で確かに自治会のほうにお願いしていることもあるのかなというふうには思います。その中で、簡単なものであれば自治会の皆さんに、ここをちょっと一緒に、何か溝掃除するときに一緒にお願いしますみたいなのでお願いすることは可能だとは思うのですが、中には溝蓋が昔のコンクリート製でめちゃくちゃ重たいやつとかがあるような側溝があったりとか、そういったところまでなかなか自治会の方にお話ししてするのは難しいのかなというふうに思うのですけれども、そのあたりは地域の方に取りあえずこちら辺全部お願いしますという形でお任せされてるのか。それとも、こういったところは一旦我々のほうでやるのだという話をされてるのか。そこについてはどうでしょうか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 道路側溝につきましては、近隣のお住まいの方が掃除をしていたいているというところが今の現状でございまして、町が清掃を行うということは今のところやってはございません。側溝蓋が損傷している、または陥没している、壊れているということにつきましては、町のほうで対応はしているところでございます。清掃につきましては、町道じゃない里道につきましては、やはり自治会のほうで対応してもらっているというところが現状でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 では、町道に関しては、お住まいの地域の、家の前にあるからちょっとという分に関しては多分僕らでもできるかと思うのですけれども、町道に隣接してところで大きな溝蓋があるというようなところとかに関してはどんな感じでしょうか。すみません、個別の案件で申し訳ないです。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） そういう問合せもちょこちょこございまして、地元の方で側溝蓋をあげられないということになりますと、まちづくり課の直営班で蓋を開けに行って、また清掃が終わったら閉めに行くという作業をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 分かりました。

あと、先ほどの話からの流れになるのですけれども、課題についても、先ほどありましたように、予算的なところですか、そういったところもあるかとは思うのですけれども、反射鏡の設置ですか、あと町道においての草刈りなどについては結構お声を聞くこともあるのですけれども、予算や人員の関係のことでもあるかと思いますが、地域の方ですとか自治会の要望などにはしっかりと応えられるように善処していただきたいなというふうに思うのですけれども、そこにつきましてはどうでしょうか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 地域の方々をお願いしてるところも多々あるのではございますが、町のできる限りのことは今後もさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 しっかりと考えて対応していただいているかとは思いますが、やはり地域の方の声を、そういった声があったときには、お話のほう、しっかりと協議していただいて、今後も対応をしっかりとさせていただきたいなというふうに意見を伝えまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（松浦崇志） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

次、山本順久議員。

○山本順久議員 2番公明党の山本順久です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、HPVワクチンと子宮頸がん検診の拡充について。

子宮頸がんは、ウイルス感染を原因とする数少ないがんと言われ、日本では年間約1万1,000人の女性が罹患し、約2,900人が亡くなっている。

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を防ぐワクチンについて、国は一時期停止していた積極的勧奨を2022年度から再開し、接種を逃した女性にも無料のキャッチアップ接種を実施している。太子町のキャッチアップ接種の接種率は令和5年度22.5%である。HPVワクチンは間隔を空けながら3回打つため、原則6カ月の接種間隔が必要となる。キャッチアップ接種が終了する2025年3月末の期限内に接種するには、今年の1月までに1回目を打たなければ間に合わないというのが現状である。

このような状況に対して、町としてどう取り組むのか。HPVワクチンと子宮頸がん検診の拡充について以下の質問をします。

(1)キャッチアップ接種の対象者への周知はどのようにしているのか。

(2)HPVワクチンの男性接種への助成の考えは。

(3)自治体の判断で4月から導入可能となったHPV検査についての考えは。

以上3点を質問いたします。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） お答えいたします。

まず、(1)キャッチアップ接種の対象者への周知ということでございます。

議員御指摘のように、日本では子宮頸がんには年間約1万1,000人が罹患され、毎年約2,900人という方がお亡くなりになっております。このHPVでございますけれども、その感染率は高く、80%から90%の女性の方につきましては生涯で1度は感染すると、このように言われている感染力の強いウイルスでございます。

日本では2013年4月に子宮頸がんのHPVワクチンの定期接種が始まったものの、その2カ月後には副反応等の影響から積極的な接種勧奨が中止され、2022年の再開まで9年間も積極的勧奨が止まったままになってございました。このキャッチアップ接種の対象者の方は誕生日が1997年4月2日から2008年4月1日までの方でございます。この方々への周知につきましては、令和6年1月に未接種者に対して接種勧奨の個別通知をしているところでございます。

HPVワクチンを接種された方への国のインタビュー調査によりますと、接種について考え始めたきっかけというのは、その大多数が自治体からの接種の案内が届いたことによることから、今年度に関しましても夏休みを利用いたしまして接種ができるように、7月に再勧奨の個別通知

を予定しているところでございます。

続きまして、(2)HPVワクチンの男性接種への考え方でございます。

HPVウイルスは子宮頸がんのほかにも様々ながんの原因になることが分かっております。男性では中咽頭がん、陰茎がん、肛門がんなどの原因に、女性では中咽頭がん、膣がん、外陰がん、肛門がんの原因になるということで、海外におきましては男子にも定期接種をしている国があるようでございます。

日本におきましては、2価、4価、9価の3種類のワクチンがございますけれども、そのうち男性への接種が承認されているのは4価ワクチンのみ、令和2年の承認でございます。4価ワクチンのみでございまして、全額個人負担である現在では3回接種で5万円から6万円の個人負担となってきます。本町におきましては、男性への定期接種化された段階で実施する方針でございます。

続きまして、(3)でございます。自治体の判断で4月から導入可能となったHPV検査についての考え方ということでございます。

従来は、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針におきまして、二十歳以上の女性を対象に2年に1度の細胞診が推奨されていましたが、令和6年4月に改正がなされまして、HPV検査単独法が追加されております。従来にあっては、がん検診を通常のがん検診と同様に受けていただきまして、要精検か、精検不要かに区別され、要精検になった方は精密検査を受けるという仕組みでございましたけれども、HPV検査単独法による子宮頸がん検診は、がん検診時に、まずHPV検査を行い、それが陽性か、陰性かを確認いたします。その検診結果で陽性判明後すぐにトリアージ検査——細胞診を行いまして、要確定精検か、確定精検不要かの判断がなされます。要確定精検と判断された人は、結果判明後すぐに、今度は組織診、確定検診、確定精検を受けることになります。また、確定精検不要となった方は、HPV検査陽性でありながらも細胞診で陰性ということで、罹患はしていないという判断がなされます。しかしながら、将来リスクが高いということで、1年後に追跡検査といたしまして、再度HPV検査を受けていただくことになります。一方、HPV検査で陰性であったという方でございますけれども、今後30歳から5年刻みの節目年齢でHPV検査を受けていただくことになります。

このHPV検査単独法の導入要件が国から定められてございます。まず1点目は、HPV検査単独法検査マニュアルを活用し、指針に沿って実施すること。2つ目に、導入時に必要な者が導入に向けた研修等を受講すること。3点目に、受診者の情報と検診結果を保存するデータベース等を有し、個別の対象者の検診受診状況を長期に追跡することが可能であること。4番目に、新しい検診方法の導入について、都道府県、地域医師会及び検診実施機関等関係者の理解と協力が得られること。最後に、新しい検診方法について住民や対象者へ普及啓発を行うこと。この5項目が示されてございます。

国のスケジュールによりますと、体制整備、関係者の理解、協力が得られた市町村から順次、指針に基づくHPV検査単独法の導入が可能となるとして、令和6年度からの導入も可能としてございます。現状を申しますと、自治体研修会が今年度7月に予定されております。国からの研修会でございます。今後、令和7年度以降の導入に向けまして、情報収集、体制整備、医師会や検診実施機関とも協議していく方針でございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 まず、1項目めのキャッチアップ接種の対象者への周知に関してですが、2024年2月から3月の間に厚生労働省がアンケートを取られた結果で、キャッチアップ接種の対

象者でありながらキャッチアップ接種を知らないという方は実は48.5%もいらっしゃいます。ほぼ半数の方がキャッチアップを知らないという現状です。この現状が太子町においても当てはまっておるのではないかと考えます。

それで、通知をまた7月にしていただけるということでしたので、9月には打ち始めなければなりませんので、私も7月ぐらいに通知をもう一度していただければなと思っておったところでございます。それで、通知をしていただくのは大変ありがたいのですが、その通知を受けた方が接種をしようと思わないと通知をした意味がありません。それで、例えばですけれども、今現在9価のワクチンがメインで打たれていると思うのですが、9価ワクチンは原因となるHPVの感染を8割から9割防ぐ効果があるということが厚生労働省の資料にも書かれております。すごい予防力が高いワクチンだという内容で記載していただいて、接種しようと思えるような内容の通知をぜひしていただきたいと思いますが、その点に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 今御指摘がありましたように、日本ではまだ接種事例が少ないので、統計的なデータも出ていないのですけれども、先進地でありますスウェーデンでの数値でございますけれども、167万人を対象に調査をした結果でございます。HPVワクチンを接種したことのない女性に比べまして、10歳から16歳でワクチンを接種した女性につきましては、子宮頸がん発症率が12%に下がったと、要するに88%低下したというような統計が出ております。こういった情報を通知文に同封いたしまして、それから副反応で中止になっていたのですけれども、その原因がアレルギー症状とか神経系の症状が報告されておったのですけれども、それが必ずしもこのHPVワクチンのせいではないというような研究結果もこの9年間の間に出ております。その割合も1万人当たり3人から9人といった統計数値でございますので、そういったところの安心感も持っていただいて、ワクチン接種が進むような勧奨の仕方をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 1つ基本的なことをお伺いします。こういう副反応のあるワクチン接種に対しまして、町としては基本的にはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） これにつきましては、先般皆さんにワクチン接種していただきました新型コロナウイルスワクチンと同様でございまして、行政といたしましては接種勧奨を行ってまいりますけれども、あくまで接種するか、しないかの決断は接種者あるいは保護者——このワクチンの対象者の年齢が若いこともございまして、保護者の判断が必要になってこようかと考えております。本町としましては、このHPVへの感染率の高さから、がん発症リスク回避の目的からワクチン接種勧奨を続けていきまして、一人でも多くの町民の皆様に接種していただきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 ありがとうございます。

そしたら、次の2点目の男性接種への助成に関してですが、現在日本では9つの自治体が独自に男性接種への助成を開始しております。まだまだ少ないのですけれども。オーストラリアはもう早くから男女ともに公費での接種をしております、2028年にオーストラリアでは子宮頸がんが撲滅できるのではないかというふうに言われております。これは、ワクチン接種をしてる人、



男女ともにですけれども、多ければ多いほど集団免疫効果が得られて、社会全体でそのウイルスに感染する率がぐんと下がってくるという事例も紹介されておりますので、男性の接種に対して私は非常に有効なものと考えますが、町としてはHPVの男性への接種の効果についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 先ほどのスウェーデンの例で、女性に関しましては非常に高いワクチン効果が認められてるところでございます。一方、男性への接種に向けてでございますけれども、厚生労働省によりますと、男性では尖圭コンジローマ、これは性器付近にできるいぼでございます——これを発症していなければ、26歳くらいまでの接種が推奨されているところがございます。

しかしながら、厚生労働省の小委員会におきましては、定期接種化を検討する際には、基本計画の中でも安全性、それから有効性、そして費用対効果を重視して評価すると明記されてございます。この小委員会での費用対効果の点で課題が残る結果が出たようでございます。そういったことを重く受け止めるべきという意見が出てございます。一方で、男女平等性とか相乗効果、そういった観点から、薬事承認に基づかない接種回数の変更等が可能かどうかの観点などによって評価は変わってくるということで、厚生労働省の小委員会でも結論が出るまでにはまだ時間を要するような状況がうかがえるところでございます。

また、男性27歳から45歳の方、こういった方については効果は部分的でありまして、接種は総合的に判断して決める必要があるとされてございます。ちなみに、46歳以上の方につきましては、何も触れられてございません。そういったところで、若い年代においてワクチン接種を受けるほうがより効果的であるということが判明してございますので、男性への唯一認められてる4価ワクチン、これにつきまして国のほうが定期接種化した場合には本町も勧奨していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 じゃあ、国のほうの動向を見ながら、多分男性接種もあまり進んでいないのでデータその他がまだ不足してる状態だと思いますので、その状況を鑑みながら、また今後検討していただきたいと思います。

次、3点目のHPV検査になりますけれども、現段階で導入する方向で太子町も動き出しているというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） これは準備の整った自治体から早急にするようにという国の通知でございますので、太子町におきましても国の示す令和7年度に開始できるように取り組んでいくところでございますけれども、明言はできないのですけれども、医師会と協議を始めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 一応、もう導入されるということで、システムの構築でありますとか、医師会などとの、そういった連携、あと実習、研修、その他たくさんのハードルを越えていかなければなりません、この検査につきまして私なりにどういうメリットがあるのかなというのをちょっと考えてみました。このHPV検査、30歳以上から60歳までを特に奨励されておりまして、もし異常がなければ5年に1回の検査で済む。現在行われてます細胞診ですと2年に1回は受けてく

ださいねということなのですが、異常がなければ5年に1回という回数になります。そう考えますと、受診者の負担が軽減されるというのがまず1点と。ただ、費用がこのHPV検査どれぐらいかかるかまだ分からないのですけれども、現在行われてる細胞診と同等の金額であれば、受ける回数は減らすことができますので、町民の皆さんの費用負担も減ることになります。そして何よりも、HPVに感染してるかどうかがこの検査をすることによって分かりますので、子宮頸がんの早期発見、また早期治療につながるほか、がん発症のリスク——ウイルスに感染してる、感染してないというようなことが分かりますので、町民の皆さんにとって非常にメリットがある検査だと思っております。なので、個人的な意見ですが、できるだけ早く導入をしていただけたらいいなと思っております。

それで、先ほど指針の中で最後に新しい検査方法の周知ということがありましたが、これはまさに非常に大切なことであると考えております。その新しい検査が導入されるようになった場合の周知の方法を確認いたします。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） このHPV検査単独法でございますけれども、山本議員が言われたとおり、まだ経費的な面は国のほうが公表していない状況でございます。今のところ、子宮がん検診とか、ほかのがんと同様の費用負担が発生するものと考えております。約3割が個人負担になってこうかと考えておるところでございます。実際、30歳から60歳の間で陰性なら5年置きの検査で済むということで、気分的にもその検査で陰性ということが出たときには非常に生活しやすい環境が生まれてくるものと考えてございます。そういったところで、この実施が決まりましたら、その辺の周知は徹底していきたいと考えてございます。30歳で皆さんが受けていただけると、後は5年置きということで、非常に個人負担が少なくなる状況が生まれますので、この辺の周知は徹底していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 周知を徹底していただきたいので、その周知に関してちょっと1つ提案がございます。ほかの市町村でいろいろ短いショート動画、短い動画で特定健診の推進であったり、がん検診の推進であったりというものをやっておられます。太子町でもLINEのほうでいろんな情報、私も登録しておりますので入ってまいります、そのLINEのほうでレディース検診、特に20秒か30秒ぐらいの短い動画で結構ですので、さわやか健康課の方に、新しくがん検診が始まりました、がん検診を受けてくださいという、明るく勧誘していただく。検診とか、がんとか言うと皆さんぐっと重くなるのをそうならないように。がん検診というのは健康な人が受けるべきものだと私は思っています。具合が悪くなってから受けたらもう手後れの場合がございますので、健康な人が受けるのががん検診だという、そういう意味合いも込めまして、ぜひ周知するときにそのショート動画の活用をちょっと検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 御提言ありがとうございます。御自身の健康管理上、そういった検診、様々な検診を受けていただくことが非常に重要でございます。様々な工夫をいたしまして、検診に行ってみようかなと思えるような勧奨をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 このHPV検査システムの構築、いろんな業務がある中、大変な仕事になります

すけれども、ぜひ早期に導入していただけるようお願い申し上げまして、質問を終了いたします。

○議長（松浦崇志） 以上で山本順久議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時28分）

（再開 午前11時32分）

○議長（松浦崇志） それでは、再開します。

次、玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議席番号3番日本共産党の玉田晶久でございます。私の質問中に不具合が起らないことを祈りながら質問に入らせていただきます。

まず1番目、文化会館の大規模改修についてであります。

町長は3月定例会の施政方針で、「令和6年度におきましては、各種事業のスクラップ・アンド・ビルド、各種補助金、委託金や施設利用料などの見直しをはじめ、旧児童館の撤去及び文化会館、保健福祉会館の改修を機とした公共施設の最適化に向けた取り組みの推進など、新たな行財政改革の礎を完成させる1年にしていきたいと考えています」、こう述べられております。一方、町のホームページでは、「文化会館の休館（建物維持改修）のお知らせ」として、「太子町立文化会館は平成5年（1993年）の竣工から30年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでおり、令和7年度、8年度の2年間にわたり全面休館し、建物維持改修工事を予定しています。休館中は利用者の方に御不便をおかけしますが、何とぞ御理解賜りますようお願いをいたします。」さらに、休館予定期間として令和7年4月1日より令和9年3月31日、こういう広報が掲載をされております。町民からは、「30年しか経過していないのに、施設や設備の老朽化が進んでいるとはどういうことか」、こういった質問を聞きます。昨年度に文化会館大規模改修の基本設計を実施しているというふうに聞いておりますけれども、具体的に以下の質問を行います。

（1）鉄筋コンクリート構造物で耐用年数には問題がないはずですが、施設や設備の老朽化とは具体的に何なのかをお尋ねいたします。

①主な老朽箇所の老朽内容と改修方法について伺います。

②最新の耐震基準に対応できているのかどうかを確認いたします。

③建設後の早い段階で雨漏りがあったように聞きますけれども、老朽化との因果関係をお尋ねいたします。

（2）です。現在の設備は大規模改修後も維持されるのかどうかを確認いたします。

①利用実態を踏まえた更新が必要だと考えますけれども、例えば予算減額のために大ホールの反響板がなくなるというふうに聞きましたけれども、この点をお尋ねいたします。

②音楽あるいは観劇などの文化施設として、利用者または主催者の意見も聞くべきではないか。

（3）大規模改修に併せて複合施設の機能を持たせる考えがあるのかどうかをお尋ねいたします。

（4）大規模改修時にこそ無駄遣いをなくすべきだと考えますけれども、当局の考えをお尋ねいたします。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） お答えいたします。

（1）の①主な老朽箇所の老朽内容と改修方法についてでございますが、まずは今回の文化会館建物維持改修の主たる改修内容につきましては、大ホール、中ホール、ロビーのつり天井を安全

性を確保した構造に改修するためのもので、緊急防災・減災事業債等を活用し、実施するものでございます。この工事に伴い、2年間休館する期間を利用しまして、老朽化した設備の更新を行うものでございます。

老朽内容と改修方法につきましては、建設から30年が経過している中で、建設当時の設備もあり、例として空調熱源設備はこれまで3回のオーバーホールを実施しておりますが、耐用年数を既に10年経過して本体の老朽化が進んでおり、これ以上の修繕は困難とされております。今回の改修工事の中では、これら耐用年数を超過した受変電設備やエアコン、給排水ポンプ、エレベーター等の更新を予定しております。また、屋根の防水シートにつきましても大半が建設当時のままであることから、屋根防水等の工事を実施するものでございます。

次に、②最新の耐震基準に対応できているかでございますが、現時点における最新の耐震基準は2000年基準となりますが、これは阪神・淡路大震災において木造建築物の被害が大きかったことから、主に木造住宅についての改正となっており、このたびの文化会館建物維持改修においては、その改正箇所該当するところがないものと考えております。したがって、文化会館は建設当時の耐震基準である1981年の新基準に適合したものとなっていることから、このたびの建物維持改修においては法が認める耐震基準に対応できているものと考えております。また、今回の工事は主に大ホール、中ホール、玄関ホールの天井の安全性を確保するためのもので、これによりまして、つり天井の脱落対策を講じるよう求めた建築基準法の基準を満たすことができるものと考えております。

次に、③建設後の早い段階で雨漏りがあったように聞くと、老朽化との因果関係はどの御質問でございますが、過去の雨漏りにつきましては当時適切に修繕工事を実施しており、今回の基本設計実施事業者からは雨漏りによる劣化、老朽化については報告を受けておりません。また、今回は耐用年数を経過した屋根防水等の改修を行うことで今後の雨漏りを未然に防ぐこととしております。

続きまして、(2)の①、②を合わせてお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、改修に当たりましては利用実態及び利用者意見を踏まえた改修にすべきと考えておりまして、あすかホール文化振興協会の役員会等を通じましてホールの利用者からの意見聴取を実施するとともに、ホールをはじめとした各部屋の稼働率の向上策、維持管理・運営費用の削減及び受益者負担の適正化等を踏まえた検討を進めております。

また、反響板の存続の可否につきましては、実施設計に進むに当たりまして、その運営方法も含め、検討を進めている最中でございます。反響板の利用率は大ホール利用者のうち3割程度で、現状では採算が合わない状況でもあり、今後の利用率の向上、受益者負担の在り方などをあすかホール文化振興協会や反響板利用者などの御意見も賜りながら、存続も含めて現在検討している状況であり、現時点で撤去が決定しているものではございません。その他の設備につきましても、再利用可能なものにつきましては再利用することとしておりますので、現状と大きく変更となるものではございません。

続きまして、(3)複合施設の機能を持たせることについてでございますが、今回の改修に併せまして、公共施設の複合化、集約化に向けた検討を行っております。文化会館への斑鳩公民館機能の移転を基本として考えております。複合化につきましては、住民サービスの低下につながらないような改修を行っていきたいと考えております。

続きまして、(4)の御質問についてでございますが、改修に当たりましては、使用可能な設備は再利用し、照明器具のLED化や舞台機構の簡素化等によりまして運営・施設維持経費を抑えるよう改修内容を検討し、実施計画に反映するよう進めております。また、緊急防災・減災事業

債、公共施設等適正管理推進事業債等の有利な起債を活用しまして、持続可能な公共施設を目指して、経費削減を図りながら、文化活動、生涯学習の拠点として、複合化を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 先ほど回答いただいた中で、(1)の①主な老朽箇所と老朽内容ということで、主たる修繕箇所は大ホールあるいは中ホール、ロビーのつり天井というお答えがありました。さらに、屋根防水の劣化といいますか、老化が原因で大規模修繕になるというふうにお聞きをしました。

つり天井の構造なのですけれども、どういう構造になっているのかということをお尋ねいたします。あわせて、屋根防水の防水方法、いろんな防水方法があるのですけれども、今現在の防水方法はどのようなふうになってるのか。例えばアスファルトを敷いて、その上に劣化防止の処置をしたものとか、いろんな防水の方法があるのですけれども、今の方法がどういう屋根防水の方法になってて、それを今回やらないともうもたないということになってるのか。この2点お尋ねいたします。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） つり天井につきましては、その名のとおり、天井を本体からつるしたような形状になっておりますので、大地震が起こった際には、その天井が外れる可能性があるということで、それを一体化する。大ホールにつきましては、今現在の天井と、それから新たに天井の構造といいますか、支えるものを作りまして、それと本体を一体化するような構造にする工事を進めるようにしております。中ホールにつきましては、ワイヤー状の、格子のようなものが張り巡らされておりますが、それにつきましても今後直接、落下をしないよう、ワイヤーを設置しまして、落下防止に努めるような構造にするようにしております。玄関ホールにつきましては、今現在の構造といいますとつり天井ですけれども、本体と切り離す形で、天井材の軽量化、それから天井と壁の間に隙間をつくりまして、揺れても落ちないような、直接影響がないようなつくりに変更するようしております。

屋根につきましては、申し訳ありません、今現在はアスファルト防水としか把握しておりませんが、今後、考えておりますのは、改質アスファルトシート防水を実施する予定で計画しております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうしますと、つり天井というのは、いわゆる天井、屋根のコンクリート、躯体から器具をぶら下げて、そのぶら下げた下に要は天井がついてるという構造になってるということですね。今、つり天井になってる部分が今回大ホールのところと中ホールのところと、それからロビーですか、それぞれ修繕の仕方が違うということを今言われました。

じゃあ、逆に聞くのですけれども、そのつり天井の何が老朽化してるのですか。それぞれ大ホール、中ホール、ロビーのつり天井の何が老朽化してるのですか。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 脱落防止といいますのは、老朽化したからの対策ではなく、東日本大震災のときにつり天井、例えば体育館のつり天井等が大きく落ちてきて、避難されてる方がけがを負われたりとか、そういった事案もありましたので、それに対して、つり天井を安全な構造に改めるようにということで政令が出ておりますので、そちらのほうに対応した工事でございます。

す。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうしますと、先ほど建築基準法が2000年に改正をされて、これは阪神・淡路大震災で特に木造家屋の被害があったもので、木造家屋についての耐震基準というのですか、筋交いをたくさん入れるとか、そういうことで耐震基準が変わったという説明がありました。したがって、今回あすかホールの場合は、いわゆる新基準が1981年にできてるわけですが、この基準に合致してるので耐震基準は満足してるというふうに言われました。

そうしますと、建築基準法では合ってるけれども、つり天井はその基準には合っていないということなのですか。あるいは、確かに、東日本大震災とかの事例を見ても、体育館の中で天井が落ちてきたり、そういうような事例はよく見るのですけれども、基準には合ってるんだけれども、予防のためにやるということなのですか。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） つり天井の脱落防止につきましては、議員おっしゃるとおり、こちらの建物につきましては避難所にもなりますので、住民の安全を確保するために、予防的な措置として工事するものでございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 例えば橋梁なんかでよく落橋防止という、いわゆる地震が起きたときに橋台から桁が外れるのを防止するために落橋防止装置というのは、これは耐震基準が変わったためにつけるということを今やってる——もうやり始めて大分なるのですけれども、そういうことをやってるのですけれども。そうすると、老朽老朽というふうに随分聞くのですけれども、老朽してるのは、じゃあつり天井の部分ではなくて、どちらかというと、主なところでいえば屋根防水のところが老朽してるって、こういうふうに理解してよろしいですか。なおかつ、現況がアスファルト防水というふうに今言われましたけれども、アスファルト防水でそれをどう、何、新何ちゃらアスファルトというて言われたのですけれども、もう一度そこを説明してください。

○議長（松浦崇志） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時51分）

（再開 午前11時53分）

○議長（松浦崇志） 再開します。

間もなく正午が来ますが、会議を続行します。

教育次長。

○教育次長（福井照子） 議員おっしゃいますとおり、本体の老朽化といいますよりも、設備の老朽化に伴う工事でございます。

それと、先ほどつり天井の予防措置というふうにお答えしましたけれども、文化会館のつり天井につきましては、平成26年4月1日に構造方法について法改正が施行されたため、今回の工事に含めているということでございます。申し訳ございません。

それと、屋根防水につきましては、新しく導入するのが改質アスファルト防水——改善の改に物質の質ですね——改質アスファルトシート防水というものになります。こちらにつきましては、アスファルトの粘着層をコーティングしたシートを貼り重ねていく方法になっております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 改質アスファルトでやるということで、そういうアスファルト、改質アスファルトを使った防水ということで、従来のアスファルト防水よりも少し質のいい防水の方法にする

というふうに伺います。

今、つり天井の話であるとか屋根防水の話が出たのですけれども、これらのことについては基本設計をやっているというふうにお伺いしてるのですけれども、この後の保健福祉会館との絡みもあるのですけれども、実施設計だけじゃなくて、基本設計をやった意味というのですか、何で基本設計からスタートしたのか。普通は概略設計があって基本設計があって実施設計というのがあろうと思うのですけれども、いきなり、概略設計じゃなしに基本設計から入った、そこらあたりの理由をお尋ねいたします。

○議長（松浦崇志） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後 0 時00分）

○議長（松浦崇志） 再開します。

副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 今、概略設計は必要なかったのかという質問だったと思います。

何もないところから建築する、文化会館もいわゆる何もないところに建築するということになると、基本構想があって基本設計があって実施設計があってという過程を踏みます。例えばこの庁舎も一緒です。基本構想があって基本設計があって実施設計があってという過程を踏むのですけれども。既に文化会館につきましては——このたび大規模改修、設備の改修を主としました改修に併せてつり天井も改修するという内容なのですけれども、既に存在している建物の改修ということで、概略設計、いわゆる基本構想的なものは必要ないということで、基本設計からこの大規模改修についての過程を踏んでということになっております。

以上です。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうしますと、基本設計でやったことというのか、実施設計に至るまでに、要はつり天井のここは直さなきゃ駄目だよ、あるいは屋根の防水は駄目だよ、要は老朽してる箇所というのが、不具合のある箇所をピックアップしたのが基本設計というふうに考えたらいいいのですか。というのが、その基本設計の中で例えば比較設計をして、工法的にこういう工法のほうが安いとか、そういうようなものまでやったのか。あるいは、それは実施設計でやるのか。そこらあたりの基本設計をやった理由というのを、中身をちょっと教えていただきたい。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 基本設計の中では、老朽化したもの、それから工法、そういったものも含めまして、何を最優先して工事すべきかということの洗い出しを含めて設計を行っております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 今、先ほどの質問をしてきた中で、コンクリートの劣化といいますか、老朽化という話が一切出てきてないのですけれども、普通、コンクリートの耐用年数というのは50年ぐらい。特に今文化会館の場合は、無筋でいいですよと18N/mm<sup>2</sup>、鉄筋コンクリートでいいですよと21N/mm<sup>2</sup>の設計基準強度になってるかというふうに思うのですけれども、この基準でいきますと、築後大体45年程度まではそのままいけて、長寿命化を図るためには、そこで手を入れて、また耐用年数を延ばすということがコンクリートの標準仕様書でうたわれてるのですけれども、今回30年ということなのでも、コンクリートについてはもう一切いらわなくていいという、基本設計の中で結論が出てるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 今回の基本設計の中では、建物本体の改修というのは含まれておりません。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうしますと、老朽箇所というのか、不具合箇所がもう基本設計で洗い出しされてるので、具体的に工事をするに当たって実施設計を今年度でこしらえていくということになるのかと思うのですが、実施設計の中ではランニングコストの比較であるとか、あるいは照明のLED化とか、それから空調設備のやり替えがあるんですね。オーバーホール3回やって、もうもたないので取り替えるんだというお話もありましたけれども、設備の維持費なんかも考えて、要は経費の削減を第一に考えて実施設計をやっていただきたいというふうに思っております。この点で要は無駄遣いを徹底的に排除するという考え方に立ってほしいというふうに思います。何でこんなことを言うかといいますと、この役場の庁舎を例にとりますと、技術者というのは——私も技術者なのですから——専門的であるがゆえに、非常にいいものを作りたがるというのか、ともすれば経費の削減に目をつぶりたいというのか、そういう傾向にあるというふうに、そういうふうに思います、弱点なのですから。したがって、この点を本当に肝に銘じて設計協議を進めていただきたいというふうに思います。後でも出てきますけれども、こういう大規模改修のときこそ、要は行財政改革という目を入れて、無駄がないようにしないとあかんという、ここのところが一番の肝というのか、今回質問に立ったときの肝というのは、後で出てくるような、ちょこちょこちょこちょこ削るよりも、大きなところで削ってね、そういう目で実施設計してくださいねということを私は主張したいのですけれども。この点について、たしか今年度から建築の技術者が教育委員会のほうに配置されたというふうに聞いているのですけれども、そこらあたりも含めて考え方をお尋ねいたします。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 先ほどおっしゃっていただきましたランニングコストも含めて、設備の導入というのでも検討しております。あわせて、建築士のほうも教育委員会のほうに異動してまいりましたので、そのあたりは情報交換をしながら、今後の設備の在り方、それから経費、どうしたら削減できるのかも含めまして、検討しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 もう昼ぐらいになったので、文化会館の質問についてはこれぐらいにしなくて、次のほうに話を移ろうかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（松浦崇志） 暫時休憩します。

（休憩 午後0時07分）

（再開 午後1時10分）

○議長（松浦崇志） それでは、再開いたします。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 午前中の文化会館の話に続いて、2番目、保健福祉会館の大規模改修について質問を続けます。

保健福祉会館は、文化会館のように基本設計は行わずに、令和6年度に実施設計を行う計画と聞いておりますけれども、以下に具体的な質問を行います。

(1)保健福祉会館の竣工年はいつか。



(2)文化会館のように基本設計を行わず、実施設計で大規模改修を行う理由をお尋ねいたします。

(3)保健福祉会館の施設や設備の老朽化とは具体的に何かを教えてください。

①主な老朽箇所の老朽内容と改修方法についてお尋ねをいたします。

②最新の耐震基準に対応できているかどうか。

③入浴施設の水漏れで利用できなくなり、その後放置されているように聞きますけれども、そこからあたりも含めて御回答をお願いいたします。

(4)大規模改修に併せて複合施設の機能を持たせる考えがあるのかどうかをお尋ねいたします。

(5)番、大規模改修時にこそ無駄遣いをなくすべきだと考えますけれども、当局の考え方をお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） お答えいたします。

まず、(1)の保健福祉会館の竣工年でございますけれども、平成9年2月でございます。西暦では1997年2月でございます。その4月に開館してございます。

(2)基本設計を行わなかった理由でございます。改修を予定しています内容でございますけれども、現在において使用不可となっております部屋の有効活用を図るための改修でございます。主に設備機器の更新及び見直しを考えてございます。よって、改修内容がおおむね明確であるために基本設計は行わず、実施設計のみといたしました。

(3)保健福祉会館の施設、設備の老朽化、その老朽箇所と改修方法ということでございます。会館全体の電気設備や機械設備につきましては、故障等が頻発しておりまして、修理部品が製造中止となっておったりしてるものもありまして、それらを最新の機器に更新いたします。それから、開館当初に実施しておりました老人福祉センターでの入浴事業、それから社会福祉協議会が行っていた事業でございますけれども、介護保険のデイサービス事業、この事業が現在廃止となっております。これによって、今まで使っていました浴室とか調理場、こういった部屋が今使われない状態となっておりますので、既設のこれらの部屋を有効活用するため、基本的に会議室等への用途変更を目的とした改修を行ってまいります。

次に、耐震基準でございますけれども、1981年の耐震基準でございます。

③でございます。入浴施設は、設備の老朽化と利用者の減少から、令和元年度に廃止をいたしております。今後は、浴室としての施設設備を撤去いたしまして、用途変更を行い、会議室等、幅広く活用できる部屋へと改修をいたします。

(4)でございます。複合機能ということでございますけれども、大規模の改修後は使用用途を変更した部屋に対しまして、地区公民館機能として、またシルバー人材センターの統合等を予定しております。公共施設の集約を目指しているものでございます。

(5)でございます。無駄遣いをなくすということでございますけれども、入浴施設など多額のランニングコストをかけてきました設備を廃止することによりまして、仕様変更によりまして未使用部屋の活用ができ、照明機器のLED化など、光熱費の削減にも貢献したいと考えております。管理運営面、コスト低減につながるよう改修を進めていきたいと考えておるところでございます。また、財源でございますけれども、保健福祉会館は災害時の中核をなす施設でございますので、緊急防災・減災事業債といった有利な起債を視野に、できるだけ一般財源の支出抑制に努めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 先ほどの説明によりますと、主に電気設備の関係、それから機械設備を最新の機器に更新するというのが1点と併せて、入浴設備をもう今全然利用してないので、そこを会議室等に有効利用するという捉まえ方でよろしいでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） そのとおりでございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうしますと、丸尾建築あすかホール（文化会館）のところでもお話をしたのですが、先ほど耐震基準は1981年の基準にのっとってつくられてるということなので、コンクリートのいわゆる長寿命化というのですか、そういうあたりのことは一切やらないというふうに理解してよろしいですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 文化会館と同様でございまして、そういったところは改修内容に入っていないものと認識してございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 先ほど入浴施設が使えなくなった話があったのですが、これはいつ頃の時期か分かりますか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 実際に不具合が出たのが、大浴場の洗い場の蛇口の接続部から熱湯が流出してきたというのが平成28年でございます。この問題につきまして早急に庁内で議論いたしまして、大浴場を閉鎖することにいたしました。小浴場のほうはまだ使える状態でございましたので、男女、時間帯を分けまして、小浴場のほうは利用してございました。そうしたところ、小浴場のほうも休止ということで、令和元年6月末をもって浴室の利用を中止するという事で、そのときの3月議会に諮ってございます。そういったことで、現在まで未使用という状況で、利用目的がございませんので、現状は物置に使ったりとかという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうしますと、竣工年からいくと、今年までの約30年弱の期間で、そのうち竣工後20年ぐらいで大浴場の蛇口から熱湯が出てきたような、そういう機械設備の不具合が出てきたということで理解してよろしいか。一方で、介護施設として利用されとったということを聞くのですが、要はその不具合が出てきたから利用できないので、介護施設としての入浴もしなくなったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 介護保険制度が始まって20年以上たってるのですが、当初太子町内に介護保険事業を行う事業所が非常に少なかったものですから、社会福祉協議会が中心になりましてデイサービス等の事業を開始したものでございます。時を経まして、太子町内でも多くの民間介護施設ができてきましたので、本来の目的、社会福祉協議会の目的は達したものと判断して、事業の廃止、中止を決定されたものと認識してございます。そういったことで、デイサービスで主に昼食等を提供していた部屋がございまして、そこが空いている状態、それから昼御飯を作っていた調理場が今未使用となつてございますので、そういったところを有効活用するために改修したいというものでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうしますと、その大浴場、小浴場ですか、その部分が地区公民館になったり、あるいはシルバー人材センターの事務所になったりするということ。それ以外の今の施設というのは、会議室であるとか、社会福祉協議会が事務所に使っているところとか、そういうところは要はそのままの状態に残るという。もちろん、機械関係、電気関係は更新はするものの、地区公民館なりシルバー人材センターの事務所等に大浴場なり小浴場があるところを使うということで理解してよろしいですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） そのとおりでございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうしますと、改修中は、あそこの会議室であるとか、あるいは社会福祉協議会が借りてる部屋等が利用できなくなるというようなことを聞いたのですけれども、今先ほど言われたように、いらわないのであれば、そのまま使えるんじゃないかなと思うのですけれども、機械とか電気関係の工事に差し障りがあるので利用できなくなるということではよろしいですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 大きく西館と東館に分かれてございますので、当初は、1年間かけて例えば東館、翌年西館というふうに館内で部屋を渡っていくようなことも考えてたのですけれども、もう1年間で改修してしまったほうがいいたろうと、コスト的にも安く上がるだろうというような判断がございまして、場所を現在探しておるところでございますけれども、1年間で改修していこうと、今現在そのような方向で進んでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 丸尾建築あすかホール（文化会館）の改修が令和7年度、8年度の2カ年というふうに聞いとるのです。それから、保健福祉会館が令和7年の1カ年というふうに書いてて、割と、丸尾建築あすかホールを改修してるときに、例えば保健福祉会館の改修をずらして、丸尾建築あすかホールをいらってる間は保健福祉会館の何かが利用できるとか、そういう2つをお互いに利用できるような工事の方法ができないのかどうか。どうしても保健福祉会館は7年度、丸尾建築あすかホールは令和7、8年度の2カ年かけてやらなきゃならない理由というのは何か別にあるのですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） どちらの会館の大規模改修にも絡んでくるのですけれども、最後の5番でお答えいたしました緊急防災・減災事業債、これが令和7年度までというふうに国の通知がございまして、その7年度にどうしても改築しなければ有利な起債は受けられないということで、現在の計画に至ってるところでございます。その7年度からさらに延びるようなことも聞いてございますので、実際に延びたときに、じゃあ工事はどうしようかというようなことももちろん考えるべきことではあるかと思っております。今、玉田議員御指摘の両館を同時に改修した場合ということで、我々もそこがネックというふうな認識をしております。できれば、緊防債等の延長が明らかになりまして、財政的にもできるだけ平準化したほうが町にとっても得策でございますので、その辺また変更になる可能性はあるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員　ということは、利用実態の関係じゃなくて、要は、より補助金を有効活用するために、今のところ保健福祉会館は令和7年度の予定をしてる。ただ、その事業が延長された場合は、また再考の余地があるよと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（松浦崇志）　生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥）　はい、そのように認識しとるところでございます。

○議長（松浦崇志）　玉田晶久議員。

○玉田晶久議員　文化会館のところでも少し述べたのですけれども、この実施設計はどの部署が担当されるのですか。まちづくり課になるのですか。建築士だと思うのですが。

○議長（松浦崇志）　生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥）　実施設計の実際の入札担当はさわやか健康課でございます。しかしながら、工事内容等、建築士抜きには無理でございますので、管理課所属の建築士がついてございます。常に会議には同席していただいて、いろんな協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志）　玉田晶久議員。

○玉田晶久議員　そうしますと、先ほど文化会館のところでも何回かいらっしゃった方が建築担当の職員で、あの方が同じように保健福祉会館のほうも担当されるという理解でよろしいですか。

○議長（松浦崇志）　生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥）　先日の会議にも建築士2名同席していただいております。今後とも、建築士の協力を得ながら実施設計のほう進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志）　玉田晶久議員。

○玉田晶久議員　機械関係とか設備関係というのはコンクリートとか鉄筋の話とは少し違って、寿命が一般的には短い期間で更新せざるを得ないというところは分かるのですけれども、文化会館のほうでもお願いしましたように、徹底して要は無駄遣いを省くという考え方で臨んでいただきたいというふうに思うのですけれども。併せて聞くのですけれども、コンクリートの外壁関係、それから屋根関係。基本設計はやってないというふうに言われたのですけれども、そこらあたりに手を加えるという計画はございますか。今回、実施設計の中で手を加えるということはございますか。

○議長（松浦崇志）　生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥）　屋根と外壁の防水処理につきましては検討することにしております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志）　玉田晶久議員。

○玉田晶久議員　それはもう発注はされとるのですか。といいますのが、発注してから屋根と外壁を検討するということであれば設計金額が変わってくると思うのですけれども。

○議長（松浦崇志）　生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥）　今現在、実施設計の業者が決定して、協議を始めたところございまして、うちの建築士と、それから設計業者で現場のほうを確認いたしまして、今後どんなふうな改築をしていくかということを協議していくことになってございます。また、詳細はこれから決まっていくものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志）　玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうしますと、その実施設計の検討課題の中に屋根もしくは外壁の調査というのですか、それらも含めて発注がされてるものということで理解してよろしいのですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 入札を行う時点で明確に記載しておりますので、当然それを受けての応札であったと認識してございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 文化会館と同じような時期に造られてるというのでちょっと心配をするのですが、漏水なんかは過去にあったことはないのですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 先ほどの大浴場でのお湯漏れということもございましたけれども、そういう給水関係での雨漏りは過去にございました。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 分かりました。特に屋根については、あの頃というのは雨漏りに対する認識が割と甘いというか、おろそかにされるという言い方はちょっと悪いのですが、比較的多い時期なのです。なので、今屋根の防水工法もいろいろと新しい工法があるので、仮に雨漏り対策を今回実施するのであれば、そこらあたりはちょっと慎重に。その後の耐久性にも影響してくるようなことになりますので、その点は注意をお願いしておきたいなというふうに思っております。その点だけちょっと注意をして、技術者の方にやっぱりきちっとコスト削減の考え方をしっかりと持っていていただいて設計に臨んでいただきたいなということをお願いして、次の質問に入っていきたいというふうに思います。

3 番目です。各種補助金や委託金、施設利用料の見直しについてであります。

自治会などに対する各種補助金や委託金の見直しが行われる予定でありますけれども、諸物価高騰の折から見直しには慎重であるべきだと考えております。また、自治会公会堂の新築など補助金を見込んだ計画をしている自治会もあって、いきなり来年度から見直しで金額を下げるということではなくて、ある程度余裕を持って、例えば四、五年後に見直しでやりますよというふうな猶予期間を設けることも考えるべきなんじゃないかなというふうに考えております。それらのことから、具体的に以下の質問を行います。

(1)行政改革のため、一律の減額見直しではなくて、メリハリのある見直しの基本方針を持つべきだというふうに考えております。僅かな補助金の減額よりも、先ほど言った大型工事あるいは大型事業で大幅な見直しを求めるべきだというふうに考えますけれども、当局の考え方をお伺いいたします。

さらに、(2)各種の補助金あるいは委託金、施設の利用料など見直しについては関係者の意見を聞く機会を設けるべきだというふうに思いますけれども、そこらあたりの見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） まず、(1)このたびの行財政改革の基本的な考え方についてからお答えをいたします。

行財政改革におきます町の基本的な方針といたしまして、補助金等につきましては、持続可能なまちづくりの実現に向けて、事業の選択と集中、既存事業の見直し、廃止のほか、財源の確保など、時代に即した事業の在り方、補助金の目的や支出の必要性、効果について、最少の経費で最大の効果を得られるように町事業全般の見直しを実施するという、これが基本方針であります。

す。

御指摘の各種補助金等につきまして、行財政改革のために一律の減額、一元的な減額見直しという減額ありきという考え方ではなく、従来から助成してきましたものを一旦ゼロベースに戻した状態から見直しまして、めり張りのある助成を行おうとするものでございます。また、このような観点から、大型工事・事業で大幅な財政的な見直しを図ることの重要性も認識をしております。今まで2点御質問がありました文化会館、保健福祉会館の大規模改修につきましても、施設の老朽化などに対応しながら、限られた予算の中で最適な整備を心がけていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、関係者の意見を聞く機会を設けるべきであるという考え方のことでございます。

行財政改革につきましては、連合自治会の役員会、また丸尾建築あすかホールの文化振興協会、社会教育審議会等の各種団体におきまして、担当の所属から概要を説明し、また意見聴取を行っておりまして、見直しにつきましては、できる限り慎重、丁寧に手続を進めるよう努めているところでございます。また、補助金の見直しにつきましても、現在総務課から庁内の全所属に対しまして事業、補助金等の見直しについて調査、照会を行っておりまして、補助金ごとにチェックシートを活用して効果を検証しているところでございます。今後は、この各所属の回答を基に行政改革推進本部におきまして審議を行った上で、まず町として補助金の見直し方針案を策定しまして、この8月以降に本格的に関係者から意見を聞く場というのを設けまして、各所属から各種団体への説明、意見聴取に着手してまいりたいというふうに考えております。もちろん、関係者の皆様には丁寧に説明し、意見を聞くという姿勢で臨んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 先ほど選択と集中という言葉で行財政改革の基本的な考え方というのは述べられたわけですが、その方針というか、太子町としての方針というのがそれぞれの部署の職員の担当の方々に行き渡っているのかどうか、そこらあたりを少し聞きたいというふうに思うのですけれども。実は、連合自治会の役員会で丁寧に説明するというふうに先ほど言われたのですけれども、丁寧に説明をしていただきましたけれども、全て減額見直しの案ばかりが出てきております。今ちょっと述べました公会堂の新築であるとか、あるいは放送設備の更新であるとか、自治会掲示板の更新であるとか、公会堂のバリアフリー改修とか、それらの利用状況があって、委託料にしてもこれだけぐらいを減額したい、自治活動資金についても町全体で100万円単位の減額をしたいみたいな案が出てきまして、それに対してどう思うかという。減額ばかりなんです案で出てくるの。なので、減額をするのは、「はい、分かりました」という人は少ないと思うので、減額をして、スクラップする代わりにビルドはこういうことで考えてるというようなことも示さないと、ここにも書いてますけれども、関係者の意見を聞くべきだというふうに書いてありますけれども、減額だけで皆さん納得するということはまずあり得ないんじゃないかなって思うんです。だから、そこらあたりを担当部署なりに町の考え方というのをきちんと徹底してやるべきじゃないかなというふうに思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 担当部署のほうには、こういった町の基本方針というのは例えば町の行政改革推進本部会議の会議録であるとか、庁議であるとか、そういったところで周知はしておるところですが、今おっしゃられたとおり、行き渡ってなかったと言われれば、そういった点もあるかも分かりません。

今、例に出されました自治会の役員会に対するコミュニティ助成事業のことだろうと思います

けれども、これについては確かに、私もちらっと拝見しましたが、減額の見直しという案が案1、案2というような形で出ております。確かに、おっしゃるように、ビルドの部分というのは提示も必要だったかと思います。その分は抜けていたかなという感触は受けておりますけれども、この企画政策課の基本方針としましては、より効果的で効率的な補助制度への転換を狙うと。補助金額の削減だけを行うのではなく、新たなコミュニティ助成事業のメニューを設立することで、より充実した自治会運営を可能とする、こういった見直しを目標としてやっておるわけでございます。ただ、提示されたことについては確かに削減のみということになっておりますので、その部分についてはちょっと足りなかったなという反省はいたしております。

これについては今各自治会役員8名から意見を聴取しておるところだと聞いておりますので、そういった意見を聞きながら、確かに今玉田議員がおっしゃったように、削減ばかりではというような貴重な意見いただいておりますので、そういったところも踏まえて総合的に判断したいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 今言われましたように、見直すべきは見直すべきで、やむを得ない部分というのはあるのですけれども、ここは削減するけれども、こういうものに使っていきたいみたいな、そういう議論を抜きにして、やっぱり削減だけで、「はい、そうですか」という人は多少少ないというふうに思いますので、その辺も併せて考えていただけたらなというふうに思います。

特に沖汐町長の30の公約というのも改めて、今朝ここへ来るときに、どこまで進捗してるのかなというのを、4月1日現在でホームページに出てましたけれども、あれだけのことをやるわけですから、今までの財政の中で全く何も削らずにあれだけのことが全てできるとは思ってないので、その点は少しは理解するところはあるのですけれども。担当としては、行財政改革といったら何か、もうとにかく100万円でも200万円でも削れるところから削るんやみたいなの、そんなところで競争し始めるとおかしなことになりますので、その点だけはやっぱり住民から少なくともやむを得ないよねというあたりのことが理解してもらえるような持っていく方なのか、減額だけじゃなしに、こういうところに使っていくということも併せて、相談というか、協議というか、そういう立場でかけていただきたいなというふうに思います。

ちょっと心配するのは、先ほど副町長が8月ぐらいから各部署から聞き取りをしていくというのを言われましたけれども、ちょっとその前に、今総務部長が言われましたように、町の方針というのを各部署にもう一度徹底するようなワンクッションが必要なんじゃないかなというふうに思います。どうしても職員は一生懸命やりますから、町の方針で、もうとにかく100万円でも10万円でも削ったらええんちゃうかみたいな発想にならないように、基本的な考え方をもう一回徹底するようにお願いをしたいなと思って思いますが、その点いかがですか。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 行政改革推進本部の会合につきましては、最低でも月に1回、本部会議を開いております。事業の進捗の状況でありますとか、根幹的な基本方針に関わる部分でありますとかというのを推進本部会議でもって確認、また決定をしております。その席には幹部職員がおりますので、次の行政改革推進本部会議でもってそこら辺の考え方の徹底をさせていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 行財政改革については基本的に無駄を省くという改革は必要だというふうに思

うのですけれども、これだけ物価が高騰して、この6月にも減税が、少しでも生活が楽になるようにという施策が行われている中で、やっぱり補助金なり委託料のいわゆる減額見直しというのは、こういう状況の中でなかなか理解し難いような状況は分かってもらえるというふうに思うのですけれども。ですから、大胆に削るところは削る。しかし、それは町民生活を最終的にはよくしていくような改革というのか、そんな基本的な考え方を持って進めていただきたいということを最後に述べて、私のほうからの質問を終わります。

以上です。

○議長（松浦崇志） 以上で玉田晶久議員の一般質問は終わりました。

次、森田哲夫議員。

ただいまシステム調整中です。暫時休憩します。

（休憩 午後1時49分）

（再開 午後1時50分）

○議長（松浦崇志） それでは、再開します。

○森田哲夫議員 議席番号6番森田哲夫、通告書に基づきまして一般質問させていただきます。

巨大地震及び豪雨による大規模自然災害発生に備えた自主防災組織の充実と支援体制について述べたいと思います。

山崎断層帯地震（マグニチュード7.7）及び南海トラフ巨大地震（マグニチュード9）の発生時における我が太子町での最大震度はそれぞれマグニチュード7及びマグニチュード6弱が発生すると太子町の地震ハザードマップでは想定しております。南海トラフ巨大地震においては、今後の発生率は70%から80%と言われている状況下でもございます。また、それに加え、気候変動による温暖化により、豪雨の発生時について、例えば大津茂川流域であれば775ミリパー24時間の豪雨が降ることにより、河川の洪水、氾濫による家屋の倒壊及び家屋の最上階も水没する区域、3メートル以上になるような水位が来るというふうに太子町の洪水・土砂災害ハザードマップに想定されております。我々は、これらの巨大地震及び豪雨による自然災害発生に備える手だてをしなければなりません。その根拠として、災害対策基本法及び国民保護法により、地方公共団体等は自主防災組織の充実と支援に努めなければならないと規定しております。各自治会を中心に町民自らがそれぞれの地域で大規模自然災害に備えた防災・減災体制の整備と意識づけが急務であると考えます。

そこで、以下について問います。

(1)大規模自然災害発生、これは巨大地震と豪雨の発生時のそれぞれについてを想定した対策といたしまして、①自主防災組織の各班（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班）における平時及び有事の役割と対応について、②保育園、幼稚園、小学生及び中学生等の就学前の教育と学校教育現場での防災教育の状況と発災時の教諭及び児童・生徒への対応、③子供会及び中学部等の保護者への対応について、④高齢者への対応について、⑤災害時の避難行動要支援者への対策と支援体制について、⑥消防団員の確保と果たす役割について、⑦災害時における救命救急・救助体制について、⑧「やさしい日本語」を活用し、AEDを用いたCPR実技の普及体制について、⑨消防署、警察署、郵便局の役割と連携について、⑩町民への防災意識の啓発対策について、⑪各自治会の自主防災組織での災害対策本部と太子町の災害対策本部及び指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所、協定の避難所との連携体制について、⑫救護所及び医療機関との連携体制について、⑬太子町主催の避難訓練の実施内容と自主防災組織との連携体制について、⑭自主防災組織の役割と支援体制（自治会公民館におけるネット環境整備補助を含む）について、⑮ペット等の避難先と災害時の対応について、当局の考えをお願いしたいと思い



ます。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 15という多い数字になりますので、ちょっと複雑になりますけれども、私のほうからは①、⑨、⑩、⑪、⑬、⑭、⑮、これについてまずはお答えいたします。

まず、①でございます。自主防災組織の各班における平時、有事の役割と対応ということでございます。①につきましては、⑭の自主防災組織の役割と支援（自治会公民館におけるネット環境整備補助を含む）というものと対応が類似するところがありますので、①と⑭を一括して答弁させていただきます。

自主防災組織は、町地域防災計画に定めるところによりまして、町と協力して災害応急対策を行うこととなります。まず、役割につきましては、防災知識の普及、訓練の実施、資機材等の整備、災害危険箇所や避難行動要支援者の把握等でございます。また、防災組織内の各班の体制の役割と対応につきましては、まず情報班におきましては、平時は情報の収集、伝達や広報活動などを実施していただき、有事の際は被害状況の把握や報告活動を行います。消火班におきましては、平時は器具の点検、防火広報などを実施して、有事は初期消火活動を行うものでございます。それから、救出救護班におきましては、平時は資機材調達、整備などを実施しまして、有事は負傷者等の救出・救護活動を行います。避難誘導班におきましては、平時は避難路や標識の点検などを実施しまして、有事は住民の避難誘導活動を行います。給食給水班におきましては、平時は器具の点検などを実施して、有事は水、食料等の配分、炊き出し等の給食給水活動を行います。

それから、自主防災組織への支援メニューについてでございますけれども、問いにありますような自治会公民館におけるネット環境整備補助、こういったものをはじめとしました町独自のメニューはございません。ございませんが、例えば自治会で訓練等を実施される場合に必要な資機材の確保等については、兵庫県の支援メニューでありますひょうご安全の日推進事業の自主防災組織強化支援事業の活用を推奨させていただいたりもしております。本町としましては、町より各自治会に助成しております自治会活動助成金の中から計画的に利用していただければと考えておりますけれども、町の防災体制の強化におきましては、行政と自治会の協働は必要不可欠でございますので、補助制度の充実については、限られた財源の中ではございますけれども、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

続いて、⑨でございます。消防署、警察署、郵便局の役割と連携でございます。

大規模自然災害発生時における消防署、警察署の役割につきましては、町地域防災計画に定めております。まず、消防署の役割につきましては、消防防災活動を主として、人命の救助、被災者応急・救助、危険物・施設の応急安全対策、被害情報の収集、こういったことを実施いたします。警察署につきましては、情報の収集、救出救助、避難誘導や交通規制の実施、緊急交通路の確保、行方不明者の搜索等を実施いたします。郵便局につきましては、平成12年に締結しました災害時における太子町と太子町内郵便局との相互協力に関する覚書によりまして、被災者の避難先や被災状況に関する情報の提供、所管施設及び用地の相互提供、災害時の広報など、こういったことについて事前に取決めを行っておるところでございます。

続きまして、⑩町民への防災意識の啓発対策でございます。

本町では、「広報たいし」や町ホームページ、またひょうご防災ネットなどの広報媒体を活用して防災意識の啓発活動を行っております。また、自分たちの命は自分たちで守るという自助、地域や近隣の人がお互いに協力し合うという共助、これらの精神が災害からの被害を減らすことにつながると認識していただけるよう、発災対応型防災訓練、それから防災講演会、出前講座、

こういったことを実施しまして、自主防災組織の活動支援にも取り組んでおるところでございます。今後においても引き続き、町防災ハザードマップ等の防災学習ツールを活用することも含めまして、住民の防災意識の高揚を図ってまいりたいというふうに考えております。

続いて、⑪でございます。各自治会の自主防災組織での災害対策本部と太子町災害対策本部及び指定緊急避難場所、指定避難場所等との連携体制でございます。

災害発生時もしくは気象警報の発表が見込まれる場合に、災害の状況、規模に応じて防災担当職員の連絡員待機や町の災害対策本部、警戒本部を立ち上げることであります。その際、連絡員待機体制の方法については、深夜帯を含むどの時間帯であっても自主防災組織からの連絡、相談等の受付が可能となっております。また、町が各避難所を立ち上げた際には、町職員の避難所立ち上げ・運営担当者2名が避難所に常駐しますので、町災害対策本部を通じた各避難所と自主防災組織の連絡・連携体制が取られることとなります。

続いて、⑬太子町主催の避難訓練の実施内容と自主防災組織との連携体制でございます。

町防災訓練におきまして、平成22年度より発災対応型訓練を町内小学校区を6つに分けて巡回して実施しており、災害発生を想定した避難訓練、消火訓練、応急救護訓練、避難所開設運営訓練などを実施しておるところでございます。この避難訓練では、参加自治会におきまして事前に災害発生時の一時避難所及び指定避難所までの避難路を考えていただきながら、実際に避難していただく訓練を実施しております。また、昨年度におきましては、町防災訓練と北村自治会での避難訓練を合同で実施しております。今後の訓練につきましても、より実践的かつ効果的な内容で地域住民と町職員双方の防災意識の高揚につながるよう、改善して実施してまいりたいというふうに考えております。

⑮ペット等の避難先と災害時の対応でございます。

ペット連れの避難につきましては、公衆衛生上の観点から、避難所内での区画を分ける必要が生じまして、災害の際には愛玩用の犬、猫やその他小動物との同行避難を受け入れることとしておりますけれども、避難所にペット専用の管理スペースを設けて、人の居住区画と切り離し、管理は飼い主の責任で行っていただくことを原則としております。飼い主がペットと災害時に行うべき行動、マナー等につきましては、町ホームページで掲載し、住民に広報を行っておりますけれども、引き続きペットの同行避難に関する情報を周知、啓発してまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 私からは、②と③を合わせてお答えいたします。

保育所、幼稚園では、児童の安全の確保を図るため、安全計画及び災害対応マニュアルに基づき、園内研修や通報訓練、引渡し訓練など、消防署や保護者と連携した実践的な訓練を定期的実施するとともに、幼児向け防災教育用カードゲームを利用し、遊びながら災害や日常の危険に備えた行動を学べるような指導を行っております。小・中学校におきましても、安全計画及び災害対応マニュアルや避難所運営マニュアルを毎年見直し、児童・生徒の安全確保や避難所開設時における役割について共通理解をしております。

町といたしましては、毎年学校、幼稚園の管理職と防災担当者を対象にした防災研修会を開き、最新の情報を共有するとともに、震災・学校支援チーム員を講師に迎え、訓練研修を実施しております。また、学校におきましても、火災、地震、風水害など様々な自然災害を想定した避難訓練を定期的実施しているところであります。子供会及び中学校保護者、PTAへの対策につきましても、自治会を中心とした活動の中でそれぞれが自治会員として町の防災訓練や自主防

災組織の活動に参加していただくなど、地域との関わりを深め、自然災害に備えていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私のほうからは、残っております④から⑧、それから飛びまして、⑫についてお答え申し上げます。

④でございます。大規模災害時における高齢者への対策ということでございますけれども、前期高齢者でございます65歳から75歳未満の方々、それから後期高齢者の75歳以上の方々まで、高齢者と申しましても幅広く、年齢幅や健康状態も大きな差異がございます。御自身で車を運転できる方々の中には自主防災組織とか自治会役員、また民生委員・児童委員として地域の人々を支援する側の立場の方々がたくさんおられますので、ここにつきましては次の⑤でお尋ねの災害時避難行動要支援者への支援と合わせまして答弁させていただきたいと思います。

平成25年6月の災害対策基本法の改正によりまして、高齢者とか障害者、それから乳幼児、その他の特に配慮を要する人、この方々を要配慮者と申しまして、そのうち災害が発生したときに、または災害が発生するおそれがあるときに自力で避難することが難しい、特に高齢者の方々でございますけれども、こういった方々を避難行動要支援者名簿に登録いたしまして、災害対策基本法により自治体に作成が義務づけられておるものでございます。この名簿に登録することによりまして、平常時から自主防災組織とか民生委員等の避難支援等関係者に行政から情報提供を行いまして、日常の見守りをお願いしているところでございます。災害時には避難の連絡とか避難誘導などの支援を行っていただくことになってございます。

続きまして、⑥の消防団員の確保と果たす役割ということでございます。

太子町の消防団員数につきましては、全国の消防団員数が減っているのと同様に、令和6年4月時点で定数457名、この定数に対しまして397名が団員として登録されております。

平成25年に定められた法律でございますけれども、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の第8条におきまして、「国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。」とうたわれておりまして、さらにその第18条には「市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ、少年消防クラブ、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とございます。

このように、消防団が明確に地域防災力の中核を担うべき役割が規定されているところでございます。町といたしましても、例年実施しております自治会を通じた勧誘、それから現消防団員の知り合いとか近所の方への勧誘に加えまして、常備消防（消防本部・消防署）を退職された方々へも勧誘の声をかけているところでございます。また、消防庁などが作成しておりますポスターとかチラシも積極的に活用いたしまして、消防団員の確保に努めていきたいと考えております。

続きまして、⑦災害時における救急救命・救助体制でございます。

救急等の連絡が入った場合には、常時、それから災害時の区別なく、西はりま消防組合救急規定に基づきまして、医療機関及びその他関係機関と総合的な連絡調整を図りまして業務を実施しておりますところでございます。また、大規模災害時におきましては、組合の構成市町全体を勘案し、応援隊等の要請をするなど対処するものでございます。緊急搬送につきましては、広域災害救急医療情報システムの情報を基に搬送先を決定していくことになります。

続きまして、⑧の「やさしい日本語」を活用し、ＡＥＤを用いたＣＰＲ実技の普及体制でございます。

この「やさしい日本語」を活用した心肺蘇生法テキストにつきましては、太子消防署に校正依頼がございまして、既に完成したものが西播磨管内の各消防署に配布されていると聞いております。また、西はりま消防組合内では、この７月２１日に外国人向けのＡＥＤを用いたＣＰＲ実技講習を実施する予定であると聞いております。その際には、この「やさしい日本語」を活用したテキストが使用される予定となっておりまして、今後も機会があれば消防署といたしましては活用していくというふうに聞いてございます。

⑧は以上でございます。

続きまして、⑫でございます。救護所及び医療機関との連携体制でございます。

大規模災害発生時における災害救急医療確保につきましては、太子町地域防災計画に記載しておりますけれども、詳細につきましては、龍野健康福祉事務所、たつの市・揖保郡医師会との調整の上、西播磨圏域地域災害救急医療マニュアル、それから太子町医療救護所開設運営マニュアルを作成しております。発災時にはマニュアルを基本といたしまして医療体制の確保に努める所存でございます。また、平時から西播磨圏域地域保健医療対策会議に出席いたしましたり、医療機関、龍野健康福祉事務所及び医療関係団体との連携、災害救急医療に関して協議を行ったりしてございます。災害時に広域災害救急医療情報システムを参考とできるように、閲覧訓練にも参加してる状況でございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、一問一問質問していきたいと思いますが、まず巨大地震及び豪雨等の大規模の災害になりますと自主防災組織というものが非常に大きな役割を果たすことになるかと思えます。法的にきちっと根拠として自主防災組織というものの役割がうたわれてると思えますけれども、その辺の確認を当局のほうにしておきたいと思えます。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 自主防災組織の法的な根拠でございますが、まず災害対策基本法におきまして、第２条の２の第２号に、基本理念としまして、地方公共団体は、自主防災組織が自発的に行う防災活動を促進することというようなことが示されております。それから、市町村の責務としまして、第５条の第２項に、市町村長は、自主防災組織の充実を図るよう努めなければならないとなっております。それから、いわゆる国民保護法につきましては、第４条に——国民の協力等という項目でございますけれども、その第３項に、地方公共団体は、自主防災組織の自発的な活動に対して必要な支援を行うよう努めなければならない、こういったことが書いてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 今答弁をいただきましたが、法の中においてきちっと自主防災組織の役割と各公共団体の役割と責務を規定されておりますので、しっかりとこの自主防災組織というものの確立をどうしていくのかということを議論したいと思えます。取りあえず法の中で今総務部長が答弁なされたことを共有したいと思えます。

じゃあ、その中でまず１番、自主防災組織にはいろんな班を設けておりまして、いろんな今説明がありました。情報班から給水給食に至るまでの、炊き出しに至るまでの班がございまして。じゃあ、それをそれぞれの自治会の中で、その各班が平時から、また有事に、災害が起こったとき

に瞬時に対応できる体制を整えていかなければならないということが大事なことになるかと思っています。そういう面で、当局として、その各班の育成であろうとか、その役割の周知の仕方、また自治会との協働とか連携とかということについての現状と今後についての考え方の答弁を求めたいと思います。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） まず、班体制でございますが、ここに情報班、消火班、救出救護班等書かせていただいております。これにつきましては、あくまでこういった班が望ましいといいですか、置いていただくことでいいわけでございますけれども、これに固執するのではなくて、自治会で自ら動きやすい班をつくっていただければ足りるものでございます。そういったこともございますけれども、先ほど答弁させていただいた中で、⑩の町民への防災意識の啓発のところでもお答えさせていただいたのですけれども、町といたしましても、育成といいますか、例えば防災対応型防災訓練の実施であるとか、防災講演会であるとか、出前講座であるとか、こういったところで活動の支援をさせていただいておりますので、そういった中で育成というふうな位置づけとしてさせていただいておりますのでございます。

以上です。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 もう一度当局に確認をしたいと思いますが、発災になりますと行政はもうてんでこ舞いになるかと思っています。ということは、私が理想的なものとしては、自治会の中に、その自治会の公民館で対策本部をつくると。そして、その対策本部の中に、自分の自治会の中で、どこがどういう形で生き埋めになってるのか、そういう情報を収集し、そして救出救護班が必要になったら、そこに駆け寄って、そして消防、警察もすぐ来ません、行政も来れない中の一分一秒を争う中で住民自らがそこで自主防災組織の災害対策本部が初動時の体制というものを指揮するべきであろうというふうに私は理解してるのですが、その辺当局のほうはどのように、この自主防災組織の役割等、確認をしたいと思います。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） それぞれの自治会にも規模等がございまして、今おっしゃられることは我々も理念としては非常に望ましいし、そういうふうになればいいなというふうには考えておりますけれども、実際のところは、自治会の規模等ありまして、そこまでなかなかできないというふうなところもあるかと思っています。そういう中で、自治会の中で、先ほどと重なるかも分かりませんが、自らどういう体制が動きやすいのかということを御相談いただいて、動きやすい体制を取っていただいたらいいのではないかなというふうに思っております。

それで、また⑩の答弁とも重なりますけれども、自分たちの命は自分たちで守る自助、それから地域や近隣の人がお互い協力し合うという共助、こういった考え方を持ちながら、もちろん太子町としましては町としての働きかけは当然やっていくわけではございますけれども、こういった自助、共助という考え方も含めて進めていただければいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 自助、共助というところが一番大事なキーワードになるかと私も思っております。今、なかなか顔が見えない関係で、隣に誰が住んでるのかも分からない、コミュニティがなかなか取りにくい、よそから入ってこられた方と旧住民との心の触れ合いがなかなか難しい中において、災害を想定した中において、自助であり、共助であり、ともに助け合っていく、そ

の精神をお互いが培っていくというところの中で、この自主防災組織というものの確立というものを——コミュニティーをつくるということも含めて——施策の中心としてやるべきではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） はい、おっしゃるとおりだと思います。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 今、総務部長がおっしゃいましたように、自治会によっても規模はまちまちであろうと思いますが、それぞれの状況の中で最大限のお互いが知恵を出し合って、自分、自助、共助と、心をお互いが生み出していく、そして有事に備えるというところの具体的な行動と連携体制ということが必要であろうかということを確認しておきます。

②、③のことについては、就学前と学校教育の中で、ということは次世代の子供たちにこの震災体験とか防災教育をどうするべきかということの大きな投げかけをさせていただきました。今、学校の中の安全計画とかいろんな中でされてらっしゃいますが、小学生、中学生及びそういった小さな子供たちが今この自主防災組織の中で、学校教育の中で学んだものを地域の地元の中で一緒になって関わっていくような体制というものを、地域につないでいく体制が必要かと思いますが、その辺の考えはいかがですか。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 学校におきましては、答弁をしましたように、発達段階に応じて、また年間指導計画に基づいて防災教育を行っておりますし、避難訓練も行っております。そこで身につけたものが暮らしの中で生きてこそ、まさに本物であろうというふうに、今おっしゃるとおりであろうと思います。また、それを発揮する機会というのは、それはやっぱり訓練の中で、自治会等でいろんな訓練をされ、校区でされている訓練等に子供たちもできる限り出席をして、そこで学んだものを生かせるような機会ができればというふうには考えております。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 今答弁いただきましたが、学校教育のみならず、地域の中でそれを生かしていく、そして子供たちのパワーを、また地域の中でいろんな人とのコミュニケーションも含めて進めていくと、それが大切であるということで理解してよろしいですね。はい。

そして、そういう授業に対して、学校側も一緒になって、地域でそういうことがあるから、また地域の中で防災について考えていけるような協力体制というものも一緒に培っていくということでよろしいですか。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） それはまた学校教育と社会教育、また地域との融合という観点であろうと思いますので、学校としてもそれは子供たちに投げかけたり、それから考えさせたりすることはいたしますけれども、そこはまた地域の方にも、地域や、また保護者でも、子供にそういう機会ができるように働きかけを地域側からもしていただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 学校側からも投げかけてもらいながら、地域のほうは地域のほうの中で、そして次世代の子供たちとともに防災についても考えていくということで理解をさせていただきます。

③の子供会及び保護者の方々の協力も得ながら、PTA、社会教育的なことも含めて、さっき答弁いただきました自治会員としての、保護者も含めて防災訓練に参加をしてもらいたいというところの意見も今拝聴させていただきましたので、それぞれの方々も、保護者も含めて、子供会

も含めて、自治会員としての認識を持っていただいて、全員がこぞって参加できる体制というものを考えていくということで共通理解をしたいと思います、次長、よろしいですか。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） はい、そのとおりでございます。

（森田哲夫議員「次に、④と⑤の高齢者……」の声あり）

○議長（松浦崇志） 発言の際は挙手をお願いします。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 特に⑤のところですね、災害時避難行動要支援者。先日も町のほうから、それぞれの担当部局から5名の方が自治会のほうに来られて、要支援者名簿を頂戴いたしておりました、災害があったときに瞬時に対応できる体制をきちっと自治会で整えてほしいというところの話もございました。今、部長の答弁の中で、これも災害対策基本法という法に基づいて——私もいろいろ調べましたけれども——法に基づいてきちっと要支援者の人を支援できる体制を整えておくということで明記をされてるということでよろしいですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） そのとおりでございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 そこを確認させていただいて、当初私もこういう要支援者、いわゆる障害を持っている方々の支援を地域でしなきゃいけないと思ってたのですが、災害対策基本法の法に基づいてきちっとした体制を整えていくということで、ここではそういったようなことを共有しながら、特に高齢者の人たちにつきまして、例えば上から物が落ちてきたと、足の上に落ちてきた場合に、それをのけなければ歩くこともできないというふうなことで、生き埋めになる可能性も、そこから出ていくところのことも、自分自身が助けてもらわなければいけないというふうなことがあると思いますので、誰が、どこに、どういう人たちがいらっしゃるかということもきちっと地域で把握をしながら、平時から対策を整えていくということが大切であり、またそうすべきだというふうに理解してよろしいですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） この避難行動要支援者台帳への登録でございますけれども、投げかけは行政のほうからさせていただいてるのですけれども、あくまで不同意という方もいらっしゃいます。その方は個人情報で周囲の方々に知られたくないということを優先されておりますので、できるだけ行政といたしましては全体把握をしたいところではございますけれども、今現在、今年度、年度当初でも不同意が80名いらっしゃいます。できるだけ自治会のほうでは同意あるいは推定同意いただいている方々の支援のほうをお願いしたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 本人の同意を得ながら、地域ぐるみでその支援の輪を広げていくというふうに理解をさせていただきます。

次に⑥、これはあえて消防団ということを入れたのですが、自主防災組織の中の消防団というのは非常勤特別職の地方公務員に当たります。そういう面で、自主防災組織の中の一員としての消防団という位置づけと、そして通常の自治会の方々との役割が違うというふうに考えまして、消防団というものを特出しにして、その果たす役割について今お聞きをしたところでございます。地方公務員ですから、特別の、それぞれの責務もありますし、役割分担もきちっとある。そ

して、その人たちをきちっと育成していく体制というものを災害時につくっていかなければいけないと思いますが、今お聞きしますと、457人の定員のところ397人しか登録ができてないという中で、今後の消防団員の人材確保に向けた取り組みについてお聞きします。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 基本的に、先ほど答弁いたしましたように、自治会を通じた勧誘、それから現消防団員の知り合いの方への声かけ、こういったものが主になるものでございまして、なかなか、消防団への加入をお願いしますと言ってるだけでは加入がいただけない状況にございます。できるだけ知り合いを通じての勧誘、消防団の大切さ等を行政といたしましては発信して、何とか確保に努めていきたいと思ってるところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 この問題も非常に大きな課題でありまして、チラシを配っているいろいろななか、仕事もあるという中から消防団員の登録というのは難しい状況下でございます。しかし、そういった大災害というものを視野に入れた中で、もう一度自治会員としての立場から呼びかけて、そして身分はきちとしたまた別の身分があるわけですから、消防団員としての役割をしっかりと理解した人たちが要となって災害対応に当たってもらえる、そういったようなところを自治会でも進めるとともに、行政のほうもバックアップしていただきながら、人材確保に努めたいというふうに思います。

次に、⑦ですが、これは災害時における行政主導の救命救急・救助体制はどうかという点でお聞きしたところであります。今、その答弁の中で、広域災害救急医療情報システム、いわゆるよく私たちの業界ではEMIS、EMISというんですけれども、Emergency Medical Information Systemのことですけれども、これは兵庫県の中で広域の災害時のシステムが出来上がっております。令和6年10月に、この10月には新たなEMISのシステムを厚生労働省のほうに取り入れるようでございます。県から国にも全部つながってますので、どこで、どういう形で災害が起こった、そしてDMAT（災害派遣医療チーム）がどこで、どのように活動して、医療が今どうなってるのかということ把握する一番のシステムであろうかと思いますが、太子町内にはどこどこ、このEMISのシステムが入ってますか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 庁舎内で見れるのが企画政策課と、それからさわやか健康課でございます。あと、このシステムは災害時しか本来見えないシステムでございますので、年に1度、閲覧訓練がございます。そのときには消防署も参加してございます。もちろん、保健所等も参加してございます。県の施設、消防関係、それから行政でございます。

以上でございます。あ、すみません。医療機関も訓練に参加してございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 このシステムはIDとパスワードがあればスマホからでも入れると思います。どこにいても、その情報は今どのように流れてるのか、例えば東京出張に行っていて、災害が起きたという場合であったとしても、そのシステムの中にIDとパスワードを入れれば、どこにおっても見れますから。そういった面で、町長が指示を出されるような場合も含めて、遠隔でいらっしゃっても、情報入手しながら、そしてその情報を、広域システムですから、どこでどういうことが起こって、今どういう、ドクターヘリが飛んでる、こういう状況になっているというふうなもの、その広報ですね。必要な医療なり、そういったようなものも含めた、各自主防災組織



等も含めて、情報を共有するというふうなことはお考えですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私自身、この画面を見たことはないのですが、実際入力していくのは多分医療機関が御自身の病院の状況を入力していく。ですから、一斉に入ればいいのですが、なかなか、時差的なものがございまして、病院の状況によっては、入力してすぐに状況が変わってしまうようなこともあろうかと思っておりますので、どの時点で情報を提供していったらいいのかというところが重要になってこようかと思っております。一定、安定的に、情報がもう更新あまりされないなといった状況で各自治会等へ、あるいはどこまでこの情報を発信できるか分かりませんが、町民の方々へ発信できるような状態になればしていきたいという考えは持っております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 南海トラフ地震になりますと大規模な災害でございます。どこでどういう災害が今起こって、どういう救助がなされてるかという共有をする上において、E M I S のシステムを見れば、全てが見れるようなことになってますので、その情報の活用ということも今後考えていただければいいのではないかとこのように思います。

そういう面で、次⑧ですが、自主防災組織の中の救出救護班というものがございまして。総務部長からもその救出救護班についての説明もありましたけれども、外国人も含めて、S D G s の精神の下、この太子町内でもいっちゃいます。誰一人として取り残さない社会の実現のために、外国人も含めた町民全ての人たちの救命、救助、救出のために、「やさしい日本語」というものを軸にして、A E D を用いたC P R の手順が出来上がっております。今申されました7月21日には外国人の方々が受講をもう一度されるということで、第1回目は今年の1月に太子町のこの庁舎でさせていただいて、そのプレの段階では同じく1月に西はりま消防の太子消防署のほうで、署長も同席の下、「やさしい日本語」の講師の先生も来ていただいて、この「やさしい日本語」というのは阪神・淡路大震災のときにできた学問であって、難しい言葉じゃなしに、誰でも、障害を持ってる人でも、また外国人でも分かる言葉を使った普及ということのようでございますので、今後、一般住民の人たち、自主防災組織の中にどんどんこういった「やさしい日本語」を用いた救命救急ができるような、そういったような各自治会単位で消防署の指導を仰ぎながら訓練をしていく必要があろうかと思っておりますが、いかがですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 基本的に、この心肺蘇生法につきましては消防署のほうで実施させていただいております。このような心肺蘇生法の進化形といいますか、こういった取り組みのことをされておりますので、町といたしましても、協力をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 今、生活福祉部長からも答弁いただきました。行政とともに一緒になって、地域の末端の隅々の人に至るまでの、高齢者も含め、外国人も含めて、救出、救命ができる体制というものを整えていく必要があるということをご共有したいと思います。

次、⑨です。これは行政としての消防署、警察の役割。これは発災時にやはり消防署なり警察との連携というものの、また郵便局との災害時の広報含めた協定も太子町でしていただいているようでございますけれども、行政が、対策本部が、自治会がここまでのことをやるから、そしてあとは消防署と警察の方々の連携というところの役割分担をきちっと平時からつくっておいて、そし

て有事のときにはそれがきちっとかみ合っていくようなシステムをつくらなければならないというふうに思いますが、その辺の連携ということについて何かお考えはございますでしょうか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 今、森田議員のほうからお考えをいただきました。平時の役割分担、こういったシステム的に連携できるようなものがあればということでございます。これにつきましては、またいろんな総合的な観点から判断させていただいて、必要でありますので、そういったことも検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ⑩ですが、これはもう一度、町民への広報と防災意識の、そして自助、共助体制ということで、町民への普及啓発というものを積極的にしていこうという答弁でありましたので、まさしくそのとおりだと思いますので、行政とともにその輪を広げていくということで確認をしたいと思います。

⑪でございます。これは先ほどから話をしておりますが、自治会に、自主防災組織の中に自治会の災害対策本部を置いて、そこがずっと状況を確認し、必要があればそこが救出、救助に行く。そして、どうしても炊き出しが必要なことになれば炊き出しをする。そういった給食班がありましたけれども、給食給水班ですか、そこで炊き出しも含めた体制が強制ではなくして自主的に、できるところから、自治会の中からそれを進めていきながら、町の対策本部と連携を取ってやっていくということで理解しておりますが、もう一度確認をしますけれども、それでよろしいですね。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） はい、そのとおりでございます。自主防災組織の活発な活動といたしますのは町として当然推進しておるところですけれども、先ほども申し上げたとおり、自治会によりましては規模等もありますので、現実的には、できるところからといいますか、正式な自主防災組織の災害本部というようなことではなくても、自治会長を中心とした動きやすい活動体制を取っていただいて動いていただくということでよろしいかと思います。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 次に、その避難所、緊急の避難所として避難所がありますけれども、緊急の場合、すぐそこに行く避難所ですが、指定避難所は数日間そこで避難をするということでもありますけれども、一応このマニュアルを見ますと、避難所のほうに取りあえず避難をすると。そして、福祉避難所とか協定避難所というのは2次避難所としての位置づけで、指定避難所等の中に、避難した状況を鑑みながら、必要に応じて福祉避難所のほうに搬送するというふうに書面を見ますと書いてありますが、それで当局の考えは間違いはないですか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） はい、そのとおりでございます。福祉避難所といたしますのは、地震とか災害が発生した際に、特別な支援を必要とします高齢者、障害者等が避難生活を送ることができるよう、避難生活が長期化するおそれがあるときに、必要に応じて開設されます2次避難所でございます。災害発生直後から避難者を受け入れるというものではございません。

避難の順序としましては、まず町が指定しております避難所等への避難をしていただいて、その後に保健師等が指定避難所を巡回しまして、本人や御家族の意向とか体の状況などを確認した上で、福祉施設に福祉避難所の設置を依頼するというものでございます。福祉施設のほうで受入

れ態勢が整った段階で開設するということになりますので、福祉避難所への避難が決定した場合は、地域や家族等の支援により福祉避難所に移動していただくということになります。

以上です。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 各自治会での災害対策本部、公民館ですと思いますけれども、そこで例えば足が悪い人がいらっしやって、緊急避難場所に搬送したと。しかし、そこではもう何日も生活することはできないような人であれば、また何日間かそこにいて、場所を移動して、福祉避難所にも行かなければならないということで、何でもかんでもその避難所に行くというのではなくして、自治会のその公民館に来てもらった人たちの状況を鑑みて、そこが災害対策本部なりといろいろ相談もしながら、福祉避難所及び協定の避難所とかそれぞれの指定避難所があるわけですから、そういったようなことを、この現場の、今そこで起こってる、公民館の災害対策本部の中に救出された人ができるような体制というのはいかがですか。無駄なことになる可能性があるのです。運んだわ——例えばもう道路も寸断されてるから、運べないから、車椅子でずっと運んでいって、避難所に行ったけれども、いや、ここではもう一緒に生活もできないということになると、また移動しなきゃいけないと。何人かの誘導班という人がついていくわけですが、そういったような中での初期の初動態勢の振り分けについては自主防災組織のその中である程度判断をできるようなことはいかがかなというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 自主防災組織の本部から直接福祉避難所へというような連携の仕方のお話かと思います。これについては、あくまで福祉避難所というのは常に開設しているわけではございません。先ほど申し上げたとおり、こちらが要請をして、受入れ態勢が整った段階で開設するというものでございます。したがって、今おっしゃるように、直接行っていただいたとしても、福祉避難所のほうは開設してない場合がございますので、ここは先ほど手順を申し上げましたけれども、この手順が——遠回りのようですが、一番整理できて、よいのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 その辺はまたいろいろ見直し等も含めて、何が何でも避難所というんじゃなくて、災害対策本部が直接福祉避難所に連絡するのじゃなくて、太子町の災害対策本部の中のそういった担当部局と調整をしながら、あくまで町は福祉避難所との連携を取ってもらおうとしても——自主防災組織が直接福祉避難所に言うんじゃなくて、そういったようなことも今後考えていく必要があるのではないかなというふうに考えます。

それと、その避難所の状況について、フェニックスのひょうご防災ネットに避難所の状況は入力できますよね。それで、太子町の避難所の中の状況というものが、それを開けばすぐ見れると思うのです、自主防災組織の中で。どこの避難所がどうなのか。今満杯なのかどうなのか。この町のあれでは定員まで書いてあって、何人収容できるとか。近くやったら太田公園も何か災害のあれにもなっていましたけれども。じゃあ、どこの避難所には何人ぐらいの人がいらっしやって、どうかというのを一々連絡を災害対策本部せずに、フェニックスのそこの中に入力をして、誰でも見れる。そして、その現場の人たちが自主防災組織ではどこにいるかというふうなことも含めて瞬時に判断をできるようなことも必要ではないかと私は思うのです。そういう意味で、自治会におけるインターネット環境の整備ということで、インターネットの環境の中でいろいろとそういったようなものも整備したり、災害対策本部、太子町のとこと連携をする、連絡調整をする

上において、そういったようなインターネット設備というものも整備をする必要があるということと⑭と連携した1つの問いでありますけれども、いかがですか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） やり方につきましては、いろんなやり方、改善すべきところというのはあるかと思うので、そういったことはこれからも研究してまいりたいと思います。

それから、支援メニューにつきましては、今こういった必要性があるんだということをお伺いいたしました。ただ、現段階におきましては、先ほど答弁しましたとおり、そういったメニューがございませんので、自治会活動助成金の中から工面していただくというか、ここから利用していただくということを基本に考えていただきたいと思います。答弁にもありますけれども、行政と自治会の協働というのは本当に必要不可欠だというふうに思っておりますので、必要に応じて検討してまいりたいというふうにも思います。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、⑫、救護所ですけれども、太子町での救護所の場所はどこでしょうか。見ましたけれども、載ってなかったの。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 令和2年3月に太子町医療救護所開設運営マニュアルを作成しております。医療救護所の設置予定施設でございますけれども、4小学校、それから2中学校、これに保健福祉会館、この7カ所が予定施設でございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 これは医療の関係で、救護所と医療機関との連携というのは非常に大きな課題になろうかと思えます。そういう面で、その訓練もされてると思いますが、しっかりとこの連携を保ちながら、その救護所に搬送をしていかなければならない患者の状況もあろうかと思えます。救出救助班が救助した。どこに、どういう形で――救護所なり医療機関なんかも含めて、つないでいくのかということの指令が必要になってきますよね、つなげる面で。それは災害対策本部が指示をするのですか。その辺の、はい。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） このマニュアルによりましたら、医療救護対策本部というのが設置されます。災害対策本部とはまた別のものがございます。これはさわやか健康課内に設置するようになってございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ということは、避難所とは別に、医療は医療の中で別途そういった体制を組んだ災害対策本部的なところがあるということですね。では、そちらのほうに連絡をするか、もしくは災害対策本部と連携を取るなりという形で指示があるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 基本的にはそのとおりでございます。医療救護対策本部、こちらは医師会と、あるいは保健師会のほうと密接に連絡を取り合って、実際に医師会の医師の方に動いてもらったりも必要でございますので、医療救護対策本部はさわやか健康課内、保健福祉会館内に設けるということで、常に災害対策本部と密に連絡を取って行って、情報共有をしていく

予定でございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 時間がないので、⑬に行きます。具体的に、10月27日に太子町主催の防災訓練が太田小学校と太田幼稚園で開催される予定だと聞いております。いろんな訓練を、避難訓練なり初期消火、避難所開設訓練、運営訓練、いろいろありますが、各自主防災組織がそれぞれの自治会単位の中での訓練をした上で、昨年北村自治会がされたように、そして必要な方を避難所としての太田小学校のほうに搬送するような、そういったような現実味を帯びた防災訓練というものも必要ではないかと思いますが、まだ案だとは思いますが、実際に起こったことを想定した中での、自治会での動きと連動した形で防災訓練というものを位置づけていくということはいかがですか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 今現在やっております発災対応型訓練といいますのは、災害が発生したときに自分は何をしたらいいのか、自分は何ができるのかというようなことを個人とか地域、自治会等で適切に判断して、実際に行動に移す訓練ということでございます。今現在やっております訓練で、まずは自主防災組織ということで訓練を重ねていただくということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、⑮に行きます。ペットの避難ということも非常に大きな話題になっています。答弁ではあまり詳しくはなかったですが、私もいろいろ調べてみますと、環境省がきちっとした通知文も出してます。ペットと一緒に避難する体制を——各市町村も含めて、つくらなければならないということ。そしてまた、いろんな法律の中にもペットに関するような、ペットの愛護的な環境も含めて書いてありました。具体的に、じゃあ避難所のところにペットを収容できるような場面というものを町ではつくるのですか、このペットの避難先ということに対して。具体的に答弁してください。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） ペットの同行避難というのは、確かに、同行避難ということは環境省によりましてこういった取り組みが決められておりますけれども、現実的には現場では非常に難しい問題であると考えております。私も愛犬家でございますので、こういった状況になったときに実際にどういうふうになるんだろうということを考えたこともございますけれども、実際のところは、今の段階においては、屋外で1つの場所を限定、限定といいますか、人と居住区域を分けて、一角を設けて、その上で、小さい動物、ペット等でしたらケージの中に入れるとか、あるいは大きな動物であってもリード等でつなぐとか、そういった対応になってくるのではないかと思います。まだまだこれは研究の余地があると考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 今後も検討していきながら、そういったペットと一緒に避難できる態勢を整える方向で検討するということによろしいですね。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） このペットの同行避難といいますのは、ペットの命というようなところもありますけれども、従来よりペットは家族同様というような考え方の下、ペットと一緒にでな

ければ避難ができないと、しないというような、そういった人の命を助けるということにもつながると思いますので、そういったところも考えながら研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 そういう面で町のほうも検討していただきながら、自主防災組織の最寄りの公民館等でのペットの避難というふうなことも含めて、検討の余地はあろうかというふうに考えております。

それでは最後に、町長のほうが防災力の強化ということで、3月の所信表明のときに地震とか豪雨によることが、そういったような自然災害がいつ起こるか分からない中において、本町においても自主防災組織と協働によって防災訓練を実施するなど、激甚化する風水害とか南海トラフ地震等に備えるんだという決意を述べてらっしゃいますが、最後に町長の大規模災害に対する——今いろいろと議論してまいりましたけれども——決意と意思をお願いしたいと思います。

○議長（松浦崇志） 通告にはありませんが、発言を認めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 先日も雨が降ったときに、庁舎内では警戒対策本部を午後に立ち上げ、3時頃まで、きつくなるということでしたが、日常の訓練も兼ねて、そういう警戒本部も立ち上げ、2割動員をかけ、そしていろんなところが洪水になったということで、それぞれの部署の対応もさせていただきました。日常のそういう業務の中で危機意識を持ちながら、町の体制も今着々とやっております。意識改革もやっております。ただ、自主防災につきましては、やはりまず自分の命が安全なところへ避難をしていただく、そして家族に避難をしていただく、そして両隣、そういう両隣の人は誰がおられるかというのは平時のときにお付き合いの中で分かるような日常の生活をし、そしてそれは安全なところに避難をしていただく、まずそのことがベストだろうと思います。当然、自治会の中に自主防災組織があって、こうこうこうこうということができたなら理想だと思いますが、やはりまず自分の命、両隣の命、そして隣保の命、そういうまず安全、命を守り、そしてそれが何かもし事柄があれば、こういうことで困ってるというのが全部対策本部に入ってくるでしょうから、そういう本部の指示、一元化の中で適切に搬送する、あるいは安全な場所に移動する等々、日常のそういう業務が大事だろうと思いますので、平素から自治会の自主防災組織の育成だとか、あるいは本部との連携とかも含めまして、いざというとき、いつ何が起こるか分からない、起こって当然という危機意識の中で対応はしていきたいと思っております。今後とも、もし御指導がありましたら、また言っていただきましたら、私どももできること協議をしながら、全力でやってまいりたいと思います。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 最後に、町長の力強い言葉を頂戴しながら、自主防災組織を中心に行政と協働で災害時に対応できる太子町となりますよう、皆さんとともに、行政とともに進めてまいりたいと思います。

これもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松浦崇志） 以上で森田哲夫議員の一般質問は終わりました。

なお、先ほどの質問の中で不適切な発言が確認された場合は善処いたします。

暫時休憩します。

（休憩 午後3時11分）

（再開 午後3時30分）

○議長（松浦崇志） それでは、再開します。



里山の利活用につきましては、総合運動公園内にある松田山におきまして、地域ボランティア団体が毎月森林整備や樹木の伐採、遊歩道の整備などを行っておりまして、町内の小学生も参加いただき、自然の大切さとふるさとへの醸成を育むため、森林教室を開催しているところでございます。また、都市との交流としましては、原のYMCAキャンプ場におきまして、町内外から小・中学生をはじめとした青少年に対して自然に触れていただく機会を創出してございます。また、総合運動公園内の柳池におきましても、ため池の清掃活動に併せまして、生息する生物調査や植物の育成など、体験しながら学習できる体験教室も開催してございます。檀特山、立岡山、城山についても、地域ボランティア団体により森林整備や維持保全活動が行われておりまして、観光スポットとしても多くの方が山に登っておられる状況でございます。このような環境が将来においても持続できますよう、里山の保全管理を行ってまいりたいと考えてございます。

将来の里山の保全については、森林所有者の世代交代により、山の管理が厳しい状況になってくると想定されますが、森林環境譲与税等を活用しまして、住民参画型の森林整備事業により、ボランティア団体や自治会と連携を図りながら、里山の持続可能な活用と保全管理を積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 これは農業、田んぼでも言えることですが、放棄田、耕作放棄地の問題があって、あと相続したり、いろんな人がほったらかしの状況になって荒れてしまうと。これが里山においても、やっぱり里山の中にも結構私有林があったりして、いざ相続、受けたのであろうけれども、受けた側が、自分がどこまで山の、どの辺の——山というのは特に限定しにくい。別に、あぜ道があって、ここからここまでが山ですよとかという、自分の山やとかというふうな限定しにくい構造になってますので、その辺。特に里山は重要な自然環境です。先ほど経済建設部長からも言われましたけれども、また災害面においても、広葉樹ですから、根が横へ広がるわけですね。ということは、針葉樹は縦に根が行きますから、土砂災害においても、やはり広葉樹のほうが土砂崩れが起きにくいというふうな上で、やはり里山をきちんと守っていくことに対して、生物の保護、あるいはそういう自然災害からの保護、それから緑豊かな自然環境、それからSDGsにも関係しますけれども、地球温暖化防止等々、やはり重要な施策になってまいりますので、今後とも太子町として里山を十分——今お聞きした限りでも十分守っていただいていると思いますので、今後とも十分里山の整備、環境について、ボランティアの人あるいは地元住民の人と協力しながら守っていただきたいなと思いますが、その辺最後決意だけよろしく願います。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 中島議員のおっしゃるとおり、将来に向けて、なかなか、相続をしてない、それから境界も分からないというところが現実的に出てきている状況にございます。そのあたりも含めまして、森林整備のほうを積極的に、また自治会と連携しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 続きまして、2番のペットと暮らす生活について。

ペットとの暮らしは私たちに幸せをもたらしてくれると言われていています。ペットから寄せられる信頼と愛情を感じて幸せな気持ちになります。ペットの話題を通して、家庭や御近所での会話が弾む。あるいは、散歩仲間など地域とのつながりができてきます。ペットのためにも自分自身



が健康でいようと思うと。あるいは、特にシニア世代の方には長生きの秘訣の1つとも言われております。癒やし効果があると言われておると。ペットは家族の一員であり、小さいものであればハムスターや小鳥などの小動物から大型犬や、特に変わったところでは爬虫類、蛇やトカゲなど様々な種類の動物と生活を共にしておられます。しかし、そのペットにも寿命があつて、また不慮の事故で亡くなったり、またいつの間にか逃げていなくなるなど、飼い主の思いのままにならないのがペットであります。ペットに飼い主は毎日食事や水の提供、運動をさせたり、健康診断とか予防接種等を受けさせながら、ペットが健康に生きることを願っています。終生世話をするのが飼い主の務めであると。これは法律にもちゃんと記載されているとおりです。

(1)動物愛護に関する法律があつて、県でも条例が制定されていますが、太子町にはそのような条例がないのはなぜなのでしょう。

(2)ペットに関する相談は動物病院とかペットショップ、動物愛護センターなどありますが、太子町でも気軽に相談できる体制、役場でも気軽に相談できる体制を整えてはどうでしょうか。

(3)ペットの世話の在り方や長年連れ添ったペットの終活についてパンフレット等で広報できませんでしょうか。

以上です。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まず(1)、法律や県の条例でも規定されておりますが、町条例にないのはなぜかということでございます。

令和3年3月に兵庫県動物愛護管理推進計画が策定されております。兵庫県、県下の市町、獣医師会等の管理体制が明示されてございます。本町におきましては、動物愛護センター龍野支所と共同して業務を行ってるところでございます。また、動物の愛護及び管理に関する法律、兵庫県が定めてございます動物の愛護及び管理に関する条例及び施行規則、また狂犬病予防法に基づいて業務を行っているところでございます。

県下の市町の状況でございますけれども、条例を市町で別途定めてる自治体は、県下には見当たらない状況でございました。一方、県の条例におきましては、第2章で動物愛護思想の高揚等がうたわれておりまして、第3章では適正な飼養及び保管が規定されてございます。さらに、飼い主への罰則まで定められております。最高30万円以下という罰則規定までございます。県下では猫に特化した神戸市での条例があるようでございますけれども、動物の愛護と銘打ってあるのは尼崎市が県条例を受けての規則、それから明石市が法律を受けた施行細則を定めてございます。これらの市は市独自の動物センターを保有されておりまして、その手続、動物の収容とか譲渡が規定されているものでございます。県下全域におきまして、兵庫県においてきっちりと条例、規則で管理していただいておりますし、どうしても狂犬病というリスクが拭えない分野でございますので、感染症対策の第一線を担う保健所抜きには条例化しづらい面があるものと考えてございます。

続きまして(2)太子町でも気軽に相談できる体制を整えてはどうかということでございます。

現在、ペットに関する相談等につきましては、本町職員に専門知識がある者がございませんので、町民からの相談につきましては、状況等を聞き取って、必要に応じまして動物愛護センターあるいは動物病院を御案内しているところでございます。今後につきましても、現状のとおり進めていく予定でございます。

(3)のペットの終活についてパンフレット等での広報はできないかということでございますけれども、町のホームページにおきましては現在、動物が死んだときの御案内をしているところでございます。そこには、愛着を持って接しているペットと御自身の敷地内で息絶えしました野生動

物、この区別はございません。その動物に感じる愛情は飼い主個人のものでございまして、千差万別であろうと考えておるところでございます。

ペットの終活ができて、見送ることができればよいとは思いますが、飼い主様のほうが先立つ場合も、そういった対応も肝要でございます。飼い主の終活の中でペットの終活も考えていく姿勢がよいのではないかと考えておるところでございます。インターネット上におきましても、ペットの終活に関して、後悔しないためにこれだけは済ませておくべき準備など出ておりますので、御自身の終活の一部として捉え、準備をしていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 いろいろと条例化できないことがあって、いろいろインターネットで見ても、条例化しているのは結構大きな市、たまに町があるのですけれども、町の場合は猫。猫を勝手に増やさないように、勝手にほったらかして野良猫にさせないように、ほんなら罰則しますよというのが、どこの県かは忘れたのですけれども、町の時点ではありました。そういう意味で、要はこういう条例をつくることによって、もっと飼い主責任、飼い主がちゃんと最期まで面倒見なアカンやないかというふうなのを意識づけ——県の条例があるので、それでいいかとも思うのですけれども、そういうふうに私自身は考えます。ですから、基本は動物愛護法、法律という大きなものがあるのですけれども、身近な存在として、町にも条例があってもいいのではないかなと考えました。

それから、当然、相談できるところはいろんなところがあって、利用されている方も多いかと思います。特に御自身が飼えなくなりそう、体が病気で弱くなって、後に残ったペットをどうするのかというふうな不安、心配事、自分が死んだ後のペットをどうするのかとかというふうなこともお聞きしています。ですから、せっかく長いこと生活してきたのに、自分のほうが先に逝っちゃうかなということで、後に残されたペットの心配をされている人があると聞きました。ですから、亡くなった後のこと。それから、自分も経験したのですけれども、柴犬がおったのですけれども、徐々に徐々に衰退して、10年を過ぎちゃうとだんだんだんだん目が白内障になってきて、目が見えなくなっちゃう。ところが、御主人が帰ってきたら、において、足音で、あ、飼い主が帰ってきたということが分かるけれども、目が見えないと。でも、餌を与えても目が見えない、において判断して、あ、ここに餌があるんやなとかというふうな。そういうペットの終活について、やはりこういう場合はどうすればいいのかなというようなことを町レベルで相談体制というのを取ってみてはどうかと思って。

これは東京都なのですけれども、「ペットと暮らすシニア世代の方へ（一緒に長く幸せに暮らすためのヒント）」というのが出てきました。この中で、ペットとの暮らしは私たちに幸せをもたらしてくれますと。シニア世代になってもペットと楽しく安心して暮らすために必要なことを考えてみませんかという、これはパンフレットですね。東京都とあります。結構参考になります。シニア世代でなしに、一般の方でも、ペットの飼い方のイロハとか、犬を飼うときにはこういうのをしないとイケませんよとか、猫、鳥、ウサギ、ハムスター、飼うときはこうしなければイケませんよと。シニア世代になるとペットの世話に不安があって大変になると。あと避妊手術しなかったら子猫がいっぱい生まれて、家の中が大変になって、やがては捨てなければいけませんよとか、こういう親切なパンフレットがある。東京都のどこが発行したか分からないのですけれども。そういう意味で、動物病院に行けばひょっとしたらあるのかもしれないけれども、こういうパンフレットの的なものを太子町としても考えてはどうかと思うのですけれども。

こういうのを見たことがありますか。ないですかね。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 見たことはございません。

（中島貞次議員「はい、分かりました」の声あり）

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 「ペットと暮らすシニア世代の方へ」という、これ東京都が発行しとるものなので、また一度見てもらって、結構いいことが書いてあります。最後に書いてあるのは、終生飼養と飼い主責任というのがきちっと書いてあるのですね。飼い主にはペットがその命を終えるまで適切に飼養する終生飼養の責任があります。どうしても飼えなくなった場合でも、飼い主が先に亡くなった場合でも、ペットが安全に安心して暮らせる環境を用意してあげることが飼い主の務めですというふうにきちっと最後書いてあるわけです。そういう意味で、特に町内というか住んでるところでも野良猫が結構発生してます。勝手に野良猫にして、子供を産んで、その辺うろつき回ったりしたりしてます。そういう意味で、もっともっと、無責任なペットの育て方をしない、最期まで、亡くなるまでちゃんと見届ける。必要な避妊措置をする。野良猫になったら避妊はなかなか難しいのしょうけれども、そういうなことをするとか、その辺のことをもう一度改めて町からも訴えて、ペットと仲よく暮らすというのをどっかで発信してみてもいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 先ほど紹介していただきました東京都の事例等を研究いたしまして、検討なり研究を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 そうすることで、我々自身も含めて、身近な家族もそうですけれども、身近なペットの存在も私たちの心を癒やしてくれますので、やっぱり大切にしていきたいと考えておりますので、今後ともどうかよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松浦崇志） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第2 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（松浦崇志） 日程第2、請願第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

ただいま上程中の請願第3号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は6月7日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後3時56分）